

改正案	現行
<p style="text-align: center;">第三章 証券会社等</p> <p style="text-align: center;">第一節 総則</p> <p>第二十八条 証券業は、内閣総理大臣の登録を受けた株式会社でなければ、営んではならない。</p> <p>第二十八条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: left;">一 商号</p>	<p style="text-align: center;">第三章 証券会社等</p> <p>第二十八条 証券業は、内閣総理大臣の免許を受けた株式会社でなければ、これを営むことができない。</p> <p>② 前項の免許は、次に掲げる四種類とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第二条第八項第一号に掲げる行為を行う業務の免許 二 第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為を行う業務の免許 三 第二条第八項第四号及び第五号に掲げる行為を行う業務の免許 四 第二条第八項第六号に掲げる行為を行う業務の免許 <p>第二十九条 内閣総理大臣は、前条第一項の免許に条件を附することができる。</p> <p>② 前項の条件は、公益又は投資者保護のため必要な最少限度のものでなければならぬ。</p> <p>第三十条 第二十八条第一項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: left;">一 商号</p>

二 資本の額

三 取締役及び監査役の氏名

四 本店その他の営業所の名称及び所在地

五 他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

六 その他総理府令・大蔵省令で定める事項

② 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号に該当しないことを誓約する書面

二 損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として総理府令・大蔵省令で定めるものを記載した書類

三 第三十二条第五項に規定する親法人等、同条第六項に規定する子法人等その他の関係会社の状況として総理府令・大蔵省令で定めるものを記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、定款、会社登記簿の謄本、貸借対照表、損益計算書その他総理府令・大蔵省令で定める書類

第二十八条の三 内閣総理大臣は、第二十八条の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を証券会社登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 資本の額

三 取締役及び監査役の氏名

四 受けようとする免許の種類

五 本店その他の営業所の名称及び所在地

② 前項の免許申請書には、定款、会社登記簿の謄本、業務の方法を記載した書類その他総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

二 登録年月日及び登録番号

② 内閣総理大臣は、証券会社登録簿を公衆の縦覧に供しななければならない。

第二十八条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒

第三十一条 内閣総理大臣は、証券業の免許をしようとするときは、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 免許申請者がその営もうとする業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、その者の当該業務の収支の見込みが良好なものであること。

二 免許申請者が、その人的構成に照らして、その営もうとする業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであること。

三 免許申請に係る証券業が、その営まれる地域における有価証券の取引の状況並びに有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為の状況、証券会社及びその営業所の数その他その地域における経済の状況に照らして、必要かつ適当なものであること。

② 内閣総理大臣は、前項の審査に当たっては、証券業における公正な競争が確保されるよう配慮しなければならない。

第三十二条 内閣総理大臣は、免許申請者が次の各号の一に該当する場合においては、第二十八条第一項の免許をしてはならない。

否しなければならない。

一 株式会社でない者

二 資本の額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない株式会社

三 純財産額（総理府令・大蔵省令で定めるところにより、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して算出した額をいう。第二十九条の四第三号において同じ。）が前号に規定する金額に満たない株式会社

四 第五十二条第一項の規定に準じて算出した比率が百二十パーセントを下回る株式会社

五 他の証券会社が現に用いている商号と同一の商号又は他の証券会社と誤認されるおそれのある商号を用いようとする株式会社

六 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項の規定により第二十八条の登録を取り消され、その取消の日から五年を経過しない株式会社又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消の日から五年を経過しない株式会社

七 この法律、外国証券業者に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）、貸金業の規制等に関する

一 資本の額が、免許の種類、業務の態様及び営業所の所在地に応じ、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上の株式会社でないとき。

二 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三 第三十五条第一項の規定により、その受けているすべての種類の免許を取り消され又は申請に係る免許と同一種類の免許を取り消され、その取消の日から五年を経過するまでの会社であるとき。

法律（昭和五十八年法律第三十二号）若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない株式会社

八 他に営んでいる事業が第三十四条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務のいずれにも該当せず、かつ、当該事業を営むことが公益に反すると認められる株式会社又は当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められる株式会社

九 取締役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第五十六条第二項において同じ。）又は監査役のうち次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ 禁治産者若しくは準禁治産者又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 証券会社が第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項の規

四 取締役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条及び第三十五条第二項において同じ。）又は監査役のうち次のいずれかに該当する者のある会社であるとき。

イ 破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行が終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者

ハ 証券会社が第三十五条第一項の規定によりその受けているすべて

定により第二十八条の登録を取り消された場合若しくは外国証券会社
社が外国証券業者に関する法律第二十四条第一項若しくは同法第二
十五条において準用する第五十六条の二第三項の規定により同法第
三条第一項の登録を取り消された場合又はこの法律若しくは外国証
券業者に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国に
おいて受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行
政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消された場合に
おいて、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役（外国証
券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者を
含む。）であつた者（外国の法令の規定により当該外国において受
けている当該登録を取り消された個人を含む。）でその取消しの日
から五年を経過しない者

ホ 第五十六条第二項の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは
監査役若しくは外国証券業者に関する法律第二十四条第二項の規定
により解任を命ぜられた国内における代表者若しくは同項の規定に
より解職を命ぜられた役員又はこの法律若しくは外国証券業者に関
する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任
を命ぜられた取締役若しくは監査役（これらに類する役職にある者
を含む。）でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ヘ 第七号に規定する法律の規定若しくは暴力団員による不当な行為
の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第
三十一条第七項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の
法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若し

の種類の特許を取り消された場合において、その取消しの日以前三
十日内にその会社の取締役であつた者でその取消しの日から五年を
経過するまでのもの

二 第三十五条第二項の規定により解任を命ぜられた取締役又は監査
役でその処分を受けた日から五年を経過するまでのもの

くは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

十 証券業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社

第二十九条 証券会社は、次に掲げる業務を営むときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 第二条第八項第三号の二に掲げる行為を行う業務

二 第二条第八項第四号に掲げる行為のうち有価証券の元引受けを行う業務

三 第二条第八項第七号に掲げる行為を行う業務

② 内閣総理大臣は、証券会社に対し前項の認可をしたときは、その旨を当該証券会社の登録に付記しなければならない。

③ 第一項第二号において「有価証券の元引受け」とは、第二条第八項第四号に規定する有価証券の引受けであつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者（証券会社及び登録金融機関を除く。次号において同じ。）から取得すること。

二 当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を発行者又は所有者から取得することを内容とする契約を締結すること。

第二十九条の二 内閣総理大臣は、前条第一項の認可に条件を付することができる。

② 前項の条件は、公益又は投資者保護のため必要な最小限度のものでなければならぬ。

第二十九条の三 第二十九条第一項の認可を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 登録年月日及び登録番号

三 受けようとする認可の種類

② 前項の認可申請書には、受けようとする認可に係る業務について、損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として総理府令・大蔵省令で定めるものを記載した書類その他総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

第二十九条の四 内閣総理大臣は、第二十九条第一項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可を受けようとする業務に係る損失の危険の管理に関し、適切な体制及び規則の整備を行っていること。

二 資本の額が、認可を受けようとする業務の態様に応じ、公益又は投

資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上であること。

三 純財産額が前号に規定する金額以上であること。

四 第五十二条第二項の規定に違反していないこと。

五 第二十九条第一項第一号に掲げる業務の認可にあつては、第五十三条第一項に規定する特定取引勘定を設けることにつき内閣総理大臣の認可を受けていること。

六 第二十九条第一項第三号に掲げる業務の認可にあつては、認可申請者の売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他総理府令・大蔵省令で定める業務の内容及び方法が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものであること。

第三十条 証券会社は、第二十八条の二第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第三十七条 証券会社は、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第三十条第一項第三号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 第三十二条第二号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。

三 第四十三条ただし書の承認に係る業務を廃止したとき。

四 営業を休止し、又は再開したとき。

五 支店その他の営業所を廃止し、又は支店を支店以外の営業所に変更したとき。

六 第四十三条の二第一項の認可を受けてその株式又は出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業を営む外国の会

② 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を証券会社登録簿に登録しなければならない。

③ 証券会社は、第二十八条の二第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

④ 第二十九条第一項の認可を受けた証券会社は、前項の規定にかかわらず、当該認可を受けた業務に係る損失の危険の管理方法（同条第一項第三号に掲げる業務の認可を受けた証券会社にあつては、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他総理府令・大蔵省令で定める業務の内容及び方法を含む。）を変更しようとする場合においては、内閣

社その他総理府令・大蔵省令で定める会社が合併し、解散し、又は業務の全部を廃止したとき。

七 その過半数の株式（発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数に百分の五十を乗じて得た数を超える株式（議決権のあるものに限る。）をいう。第四十二条の二第一項及び第二項、第四十三条の二第一項、第五十五条第一項及び第二項並びに第六十六条において同じ。

八 が他の一の法人その他の団体によつて所有されることとなつたとき。
八 その他総理府令・大蔵省令で定める場合に該当するとき。

② 前項第七号に規定する過半数の株式の所有の判定に関し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、総理府令・大蔵省令で定める。

第三十三条 証券会社は、次の場合においては、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

- 一 商号を変更しようとするとき。
- 二 資本の額を変更しようとするとき。
- 三 業務の方法を変更しようとするとき。
- 四 支店その他の営業所を設置しようとするとき。
- 五 本店その他の営業所の位置を変更しようとするとき（総理府令・大蔵省令で定める場合を除く。）。
- 六 支店以外の営業所を支店に変更しようとするとき。

総理大臣の認可を受けなければならない。

第三十一条 証券会社は、その商号のうちに証券という文字を用いなければならない。

② 証券会社でない者は、その商号のうちに証券会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第三十二条 証券会社の取締役又は監査役は、当該証券会社の親銀行等の取締役若しくは監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）又は使用人を兼ねてはならない。

② 証券会社の取締役若しくは監査役又は使用人は、当該証券会社の子銀行等の取締役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）を兼ねてはならない。

③ 証券会社の常務に従事する取締役は、前二項の規定の適用がある場合を除き、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関の常務に従事してはならない。

④ 証券会社の取締役は、他の会社の取締役若しくは監査役に就任した場合（他の会社の取締役又は監査役が証券会社の取締役を兼ねることとなつた場合を含む。）又は他の会社の取締役若しくは監査役を退任した場合には、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑤ 第一項の「親銀行等」とは、証券会社の過半数の株式（発行済株式）議決権のあるものに限る。（の総数に百分の五十を乗じて得た数を超え

第三十九条及び第四十条 削除

第四十一条 証券会社は、その商号のうちに証券という文字を用いなければならない。

② 証券会社でない者は、その商号のうちに証券会社であると誤認される虞のある文字を用いてはならない。

第四十二条 証券会社の常務に従事する取締役は、内閣総理大臣の承認を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事し、又は事業を営んではならない。

第四十二条の二 証券会社の取締役又は監査役は、前条の規定の適用がある場合を除き、親法人等（当該証券会社の過半数の株式を所有していることその他の当該証券会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいう。第五十条の二において同じ。）の取締役若しくは監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）以下この条において同じ。）又は使用人を兼ねてはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

② 証券会社の取締役若しくは監査役又は使用人は、前条の規定の適用がある場合を除き、子法人等（当該証券会社が過半数の株式を所有していることその他の当該証券会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいう。第五十条の二において同じ

る株式（議決権のあるものに限る。）をいう。次項、第五十四条第一項、第五十九条第一項及び第二項並びに第六十五条の三において同じ。）を所有していることその他の当該証券会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者（第四十五条において「親法人等」という。）のうち、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。

⑥ 第二項の「子銀行等」とは、証券会社が過半数の株式を所有していることその他の当該証券会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者（第四十五条において「子法人等」という。）のうち、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。

⑦ 第五項に規定する過半数の株式の所有の判定に関し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、総理府令・大蔵省令で定める。

第三十三条 証券会社並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実に公正に、その業務を遂行しなければならない。

。の取締役又は監査役を兼ねてはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

③ 内閣総理大臣は、証券会社の取締役若しくは監査役又は使用人が前二項の規定に違反した場合には、当該証券会社に対し当該取締役又は監査役の解任その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

④ 内閣総理大臣は、前項の規定により同項に規定するその他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

⑤ 第三十六条第三項の規定は、第三項の処分について準用する。

第四十二条の三 第四十二条又は前条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定による内閣総理大臣の承認は、第四十二条の他の会社又は前条第一項若しくは第二項の親法人等若しくは子法人等が、当該証券会社の親銀行等又は子銀行等（同条第一項又は第二項に規定する親法人等又は子法人等のうち、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。第五十五条第三項において同じ。）でない場合に限り、することができる。

第四十九条 証券会社並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実に公正に、その業務を遂行しなければならない。

第二節 業務

第三十四条 証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

一 有価証券の保護預り

二 有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理

三 第一百五十六条の三第一項に規定する信用取引に付随する金銭の貸付け

四 顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け（総理府令・大蔵省令で定めるものに限る。）

五 有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

六 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者の第二条第一項第七号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理

七 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する証券投資法人の第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金又は残余財産の分配に係る業務の代理

八 累積投資契約（証券会社が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。）の締結（総理府令・大蔵省令で定めるものに限る。）

第四十三条 証券会社は、証券業以外の業務を営むことができない。ただし、有価証券に関する業務その他の証券業に関連する業務で、当該証券会社が証券業を営む上において公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものについて、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第六十六条の五 割賦販売の方法により有価証券を売り付け、又は顧客からあらかじめ金銭を預り、若しくは借り受け、当該金銭を対価として有価証券を売り付けることを営業としようとする者は、政令の定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

九 有価証券に関連する情報の提供又は助言（次項第一号に規定する投資顧問業に該当するものを除く。）

十 他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理（証券業（登録金融機関が行う第六十五条の二第一項の登録及び同条第三項の認可に係る業務を含む。以下この号において同じ。）及び証券業に付随する業務（この号に規定する業務を除く。）のうち代理する証券会社が営むことができる業務に係るものに限る。）

② 証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

二 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第九項に規定する証券投資信託委託業

三 金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引業

四 商品取引所法第二条第八項に規定する商品市場における取引に係る業務（総理府令・大蔵省令で定めるものに限る。）

五 金融先物取引法第二条第八項に規定する金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標（有価証券に関するものを除く。）に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として総理府令・大蔵省令で定めるものに係る業務（前二号に掲げる業務を除く。）

六 通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（第三号及び前号に掲げる業務を除く。）

-
- 七 貸金業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する貸金業
 - 八 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業
 - 九 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業
 - 十 その他総理府令・大蔵省令で定める業務
 - ③ 証券会社は、前項各号の業務を営むこととなつたときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
 - ④ 証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務並びに第一項及び第二項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。
 - ⑤ 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが公益に反すると認められるとき又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。
 - ⑥ 証券会社は、第三項の規定により届け出た業務又は第四項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
 - ⑦ 第二項及び第四項の規定は、証券会社が第二項各号に掲げる業務又は第四項の承認を受けた業務を営む場合において、当該業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。
-

第三十五条 証券会社は、自己の名義をもつて、他人に証券業を営ませてはならない。

第三十六条 証券会社は、商法第二百九十七条に規定する社債管理会社又は担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社となることができない。

② 証券会社は、他の法律の規定にかかわらず、すべて引受人となることができる。

第三十七条 証券会社は、顧客から証券取引所に上場されている株券、転換社債券その他の有価証券で総理府令・大蔵省令で定めるもの（第七十九条の二から第七十九条の四までにおいて「上場株券等」という。）の売買に関する注文を受けたときは、当該顧客の指示が取引所有価証券市場外で取引を行う旨の指示であることが明らかである場合を除き、取引所有価証券市場外で売買を成立させてはならない。

第三十八条 証券会社は、顧客から有価証券の売買又は有価証券店頭デリバティブ取引に関する注文を受けたときは、あらかじめ、その者に対し自己がその相手方となつて当該売買若しくは取引を成立させるか、又は媒介し、取次ぎし、若しくは代理して当該売買若しくは取引を成立させるかの別を明らかにしなければならない。

第三十九条 証券会社は、有価証券に関する同一の売買又は同一の有価証

第四十四条 証券会社は、自己の名義をもつて、他人に証券業を営ませてはならない。

第四十五条 証券会社は、商法第二百九十七条に規定する社債管理会社又は担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社となることができない。

② 証券会社は、他の法律の規定にかかわらず、すべて引受人となることができる。

第四十六条 証券会社は、顧客から有価証券の取引に関する注文を受けたときは、予めその者に対し自己がその相手方となつて当該売買を成立せしめるか、又は媒介し、取次ぎし、若しくは代理して当該売買を成立せしめるかの別を明らかにしなければならない。

第四十七条 証券会社は、有価証券に関する同一の売買について、その本

券店頭デリバティブ取引について、その本人となると同時に、その相手方の取次ぎをする者又は代理人となることができない。

第四十条 証券会社は、次に掲げる取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客（証券会社、外国証券会社、銀行、信託会社その他の総理府令・大蔵省令で定める者を除く。）に対しこれらの取引の概要その他総理府令・大蔵省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならぬ。ただし、当該契約の締結前総理府令・大蔵省令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合には、この限りでない。

一 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

二 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引

三 有価証券店頭デリバティブ取引

四 その他総理府令・大蔵省令で定める有価証券の売買その他の取引

第四十一条 証券会社は、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引が成立したときは、遅滞なく、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、取引報告書を作成し、これを顧客に交付しなければならない。ただし、その取引に係る契約の内容その他の事情を勘案し、取引報告書を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして総理府令・大蔵

人となると同時に、その相手方の取次ぎをなす者又は代理人となることができない。

第四十七条の二 証券会社は、次に掲げる取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客（証券会社、外国証券会社、銀行、信託会社その他の総理府令・大蔵省令で定める者を除く。）に対しこれらの取引の概要その他総理府令・大蔵省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならぬ。ただし、当該契約の締結前総理府令・大蔵省令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合には、この限りでない。

一 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

二 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引

第四十八条 証券会社は、有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引が成立したときは、遅滞なく、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、取引報告書を作成し、これを顧客に交付しなければならない。ただし、その取引に係る契約の内容その他の事情を勘案し、取引報告書を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとし

省令で定めるものは、この限りでない。

第四十二条 証券会社又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第五号及び第六号に掲げる行為にあつては、第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるおそれのないものとして総理府令・大蔵省令で定めるものを除く。

一 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引に関連し、有価証券の価格又はオプションの対価の額が騰貴し、又は下落することの断定的判断を提供して勧誘する行為

二 有価証券指数等先物取引に関連し、約定指数若しくは現実指数又は約定数値若しくは現実数値が上昇し、又は低下することの断定的判断を提供して勧誘する行為

三 有価証券店頭指数等先渡取引に関連し、店頭約定指数若しくは店頭現実指数又は店頭約定数値若しくは店頭現実数値が上昇し、又は低下することの断定的判断を提供して勧誘する行為

四 有価証券店頭指数等スワップ取引に関連し、有価証券店頭指数の数値、有価証券の価格、金利又は通貨の価格が上昇し、又は低下することの断定的判断を提供して勧誘する行為

五 有価証券の売買若しくはその受託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込み（以下「委託等」という。）を受けることをいう。以下同じ。）は、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は

て内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第五十条 証券会社又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第三号及び第四号に掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるおそれのないものとして総理府令・大蔵省令で定めるものを除く。

一 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引に関連し、有価証券の価格又はオプションの対価の額が騰貴し、又は下落することの断定的判断を提供して勧誘する行為

二 有価証券指数等先物取引に関連し、約定指数若しくは現実指数又は約定数値若しくは現実数値が上昇し、又は低下することの断定的判断を提供して勧誘する行為

三 有価証券の売買取引若しくはその受託又は有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託につき、顧客の個別の取引についての同意を得ないで、売買の別（有価証券指数等先物取引にあつては

有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその受託等につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引にあつては、売買の別に相当するものとして総理府令・大蔵省令で定める事項。次号において同じ。）、銘柄、数又は価格（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引にあつては、価格に相当するものとして総理府令・大蔵省令で定める事項。次号において同じ。）について定めることができることを内容とする契約を締結する行為

六 有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引につき、信託契約に基づいて信託をする者の計算においてこれらの取引を行う信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関（以下この号、次条第一項第一号及び第四十七条第三項において「信託会社等」という。）を顧客とする場合で、かつ、当該信託契約により当該信託会社等がこれらの取引に関する注文を当該信託をする者の指図に従つてすることとされている場合において、当該信託をする者との間で、売買の別、銘柄、数又は価格について当該信託をする者の個別の取引ごとの指示を受けないで、当該信託をする者を代理して当該信託会社等に対し指図をすることができることを内容とする契約を締結する行為

七 特定かつ少数の銘柄の有価証券について、不特定かつ多数の顧客に対し、買付け若しくは売付け又はその委託等を一定期間継続して一斉

現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別とし、有価証券オプション取引にあつてはオプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別とする。次号において同じ。）、銘柄、数又は価格（有価証券指数等先物取引にあつては約定指数又は約定数値とし、有価証券オプション取引にあつては対価の額とする。次号において同じ。）について定めることができることを内容とする契約を締結する行為

四 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引につき、信託契約に基づいて信託をする者の計算においてこれらの取引を行う信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関（以下この号及び第五十条の三第一項第一号において「信託会社等」という。）を顧客とする場合で、かつ、当該信託契約により当該信託会社等がこれらの取引に関する注文を当該信託をする者の指図に従つてすることとされている場合において、当該信託をする者との間で、売買の別、銘柄、数又は価格について当該信託をする者の個別の取引ごとの指示を受けないで、当該信託をする者を代理して当該信託会社等に対し指図をすることができることを内容とする契約を締結する行為

五 特定かつ少数の銘柄の有価証券について、不特定かつ多数の顧客に対し、買付け若しくは売付け又はその委託を一定期間継続して一斉に

にかつ過度に勧誘する行為で、公正な価格形成を損なうおそれがあるもの

八 顧客から有価証券の買付け又は売付けの委託等を受け、当該委託等に係る売買を成立させる前に自己の計算において当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売買を成立させることを目的として、当該顧客の有価証券の売買の委託等に係る価格と同一又はそれよりも有利な価格（買付けについては当該価格より低い価格を、売付けについては当該価格より高い価格をいう。）で有価証券の買付け又は売付けをする行為

九 前各号に掲げるもののほか、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）
有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等に関する行為で投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるものとして総理府令・大蔵省令で定める行為

② 前項第一号、第二号及び第六号の規定は外国市場証券先物取引に係る証券会社又はその役員若しくは使用人が行う行為について、同項第五号及び第九号の規定は外国市場証券先物取引等（外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係るこれらの者が行う行為について準用する。

にかつ過度に勧誘する行為で、公正な価格形成を損なうおそれがあるもの

六 前各号に掲げるもののほか、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプション取引等に関する行為で投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるものとして総理府令・大蔵省令で定める行為

② 前項第一号、第二号及び第四号の規定は外国市場証券先物取引に係る証券会社又はその役員若しくは使用人が行う行為について、同項第三号及び第六号の規定は外国市場証券先物取引等に係るこれらの者が行う行為について準用する。

第四十二条の二 証券会社は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。）につき、当該有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券店頭デリバティブ取引」以下この条において「有価証券等」という。）について顧客（信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条及び第六十五条の二第六項において同じ。）に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定められた額の利益が生じないこととなつた場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者をして申し込みせ、若しくは約束させる行為
- 二 有価証券の売買その他の取引等につき、自己又は第三者が当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者をして申し込みせ、若しくは約束させる行為

第五十条の三 証券会社は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引（以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。）につき、当該有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション若しくは外国市場証券先物取引（以下この条において「有価証券等」という。）について顧客（信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条及び第六十五条の二第四項において同じ。）に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定められた額の利益が生じないこととなつた場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者をして申し込みせ、若しくは約束させる行為
- 二 有価証券の売買その他の取引等につき、自己又は第三者が当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者をして申し込みせ、若しくは約束させる行為

三 有価証券の売買その他の取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させる行為

② 証券会社の顧客は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の売買その他の取引等につき、証券会社又は第三者との間で、前項第一号の約束をし、又は第三者をして当該約束をさせる行為（当該約束が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合に限る。）

二 有価証券の売買その他の取引等につき、証券会社又は第三者との間で、前項第二号の約束をし、又は第三者をして当該約束をさせる行為（当該約束が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合に限る。）

三 有価証券の売買その他の取引等につき、証券会社又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者をして当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合及び当該財産上の利益の提供が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合に限る。）

③ 第一項の規定は、同項各号の申込み、約束又は提供が事故（証券会社又はその役員若しくは使用人の違法又は不当な行為であつて当該証券会社とその顧客との間において争いの原因となるものとして総理府令・大蔵省令で定めるものをいう。以下この条及び第五十一条第二項において

三 有価証券の売買その他の取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させる行為

② 証券会社の顧客は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の売買その他の取引等につき、証券会社又は第三者との間で、前項第一号の約束をし、又は第三者をして当該約束をさせる行為（当該約束が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合に限る。）

二 有価証券の売買その他の取引等につき、証券会社又は第三者との間で、前項第二号の約束をし、又は第三者をして当該約束をさせる行為（当該約束が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合に限る。）

三 有価証券の売買その他の取引等につき、証券会社又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者をして当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合及び当該財産上の利益の提供が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合に限る。）

③ 第一項の規定は、同項各号の申込み、約束又は提供が事故（証券会社又はその役員若しくは使用人の違法又は不当な行為であつて当該証券会社とその顧客との間において争いの原因となるものとして総理府令・大蔵省令で定めるものをいう。以下この条及び第五十九条第二項において

同じ。)による損失の全部又は一部を補てんするために行うものである場合については、適用しない。ただし、第一項第二号の申込み又は約束及び同項第三号の提供にあつては、その補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき、当該証券会社があらかじめ内閣総理大臣の確認を受けている場合その他総理府令・大蔵省令で定める場合に限る。

④ 第二項の規定は、同項第一号又は第二号の約束が事故による損失の全部又は一部を補てんする旨のものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補てんするため提供されたものである場合については、適用しない。

⑤ 第三項ただし書の確認を受けようとする者は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その確認を受けようとする事実その他の総理府令・大蔵省令で定める事項を記載した申請書に当該事実を証するために必要な書類として総理府令・大蔵省令で定めるものを添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。

第四十三条 証券会社は、業務の状況が次の各号のいずれかに該当するとのないよう、業務を営まなければならない。

一 有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等につ

同じ。)による損失の全部又は一部を補てんするために行うものである場合については、適用しない。ただし、第一項第二号の申込み又は約束及び同項第三号の提供にあつては、その補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき、当該証券会社があらかじめ内閣総理大臣の確認を受けている場合その他総理府令・大蔵省令で定める場合に限る。

④ 第二項の規定は、同項第一号又は第二号の約束が事故による損失の全部又は一部を補てんする旨のものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補てんするため提供されたものである場合については、適用しない。

⑤ 第三項ただし書の確認を受けようとする者は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その確認を受けようとする事実その他の総理府令・大蔵省令で定める事項を記載した申請書に当該事実を証するために必要な書類として総理府令・大蔵省令で定めるものを添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。

第五十四条 内閣総理大臣は、証券会社の業務の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、業務の方法の変更を命じ、三月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一 有価証券の買付け若しくは売付け又はその委託について、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘を行つて投資者の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそ

いて、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行つて投資者の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがあること。

二 前号に掲げるもののほか、業務の状況が公益に反し、又は投資者保護に支障を生ずるおそれがあるものとして総理府令・大蔵省令で定める状況にあること。

れがある場合

二 前号に掲げる場合のほか、公益又は投資者保護のため業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として総理府令・大蔵省令で定める場合

② 内閣総理大臣は、証券会社の財産の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、業務の方法の変更を命じ、三月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、財産の供託その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一 資本、準備金その他の総理府令・大蔵省令で定めるものの額の合計額から固定資産その他の総理府令・大蔵省令で定めるものの額の合計額を控除した額が、保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に相当する額として総理府令・大蔵省令で定めるものの合計額を下回り、又は下回るおそれがある場合として総理府令・大蔵省令で定める場合

二 金銭若しくは有価証券の借入れ、受託若しくは貸付け又は有価証券その他の資産の保有の状況が総理府令・大蔵省令で定める健全性の準則に反した場合又は反するおそれがある場合

三 前二号に掲げる場合のほか、公益又は投資者保護のため財産の状況につき是正を加えることが必要な場合として総理府令・大蔵省令で定める場合

第四十四条 証券会社又はその役員若しくは使用人は、第三十四条第二項各号に掲げる業務又は同条第四項の承認を受けた業務（第四号において「その他業務」という。）を営む場合には、次に掲げる行為をしてはならない。

一 第三十四条第二項第一号の投資顧問業に係る助言に基づいて顧客が行う有価証券の売買その他の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。）に関する情報又は同号の投資一任契約に基づいて顧客のために行う有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行い、又は当該顧客以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等の委託等を勧誘する行為

二 第三十四条第二項第二号の証券投資信託委託業に基づく信託財産の運用の指図に係る有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行い、又は有価証券の売買その他の取引等の委託等を勧誘する行為

三 第一百五十六条の三第一項に規定する信用取引以外の方法によつて金銭を貸し付けることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為

四 前三号に掲げるもののほか、その他業務に関連して行う第二条第八

③ 第三十六条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による処分をする場合について準用する。

項各号に掲げる行為で投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるものとして総理府令・大蔵省令で定める行為

第四十五条 証券会社又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 通常の取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、当該証券会社の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引又は有価証券店頭デリバティブ取引を行うこと。

二 当該証券会社との間で第二条第八項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること。

三 その他当該証券会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令・大蔵省令で定める行為を行うこと。

第四十六条 有価証券の引受人となつた証券会社は、当該有価証券を売却する場合において、引受人となつた日から六月を経過する日までは、その買主に対し買入代金につき貸付けその他信用の供与をしてはならない

第五十条の二 証券会社又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 通常の取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、当該証券会社の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引を行うこと。

二 当該証券会社との間で第二条第八項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること。

三 その他当該証券会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令・大蔵省令で定める行為を行うこと。

第六十一条 有価証券の引受人となつた証券会社は、当該有価証券を売却する場合において、引受人となつた日から六箇月を経過する日までは、その買主に対し買入代金につき貸付けその他信用の供与をしてはならない

第四十七条 証券会社は、証券業に係る顧客との取引（有価証券店頭デリバティブ取引その他の政令で定める取引を除く。次項において同じ。）に関して顧客から預託を受けた有価証券及びその計算において自己が占有する有価証券（次項の規定により分別される有価証券その他の総理府令・大蔵省令で定める有価証券を除く。）を、確実にかつ整然と保管する方法として総理府令・大蔵省令で定める方法により、自己の固有財産と分別して保管しなければならない。

② 証券会社は、証券業に係る顧客との取引に関して顧客から預託を受けた金銭、第六十一条の二第二項の規定により同条第一項に規定する金銭に充てられる有価証券（次条の規定により担保に供されたものに限る。）その他総理府令・大蔵省令で定める金銭又は有価証券について、当該証券会社が証券業を廃止した場合その他証券業を行わないこととなつた場合に顧客に返還すべき額として総理府令・大蔵省令で定めるところにより算定したものに相当する金銭（次項において「顧客分別金」という。）を、自己の固有財産と分別して保管しなければならない。

③ 前項の場合において、証券会社は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、顧客分別金を、当該証券会社が証券業を廃止した場合その他証券業を行わないこととなつた場合に顧客に返還すべき額に相当する金銭を管理することを目的として、国内において、信託会社等に信託をしなければならない。

第四十七条の二 証券会社は、顧客から預託を受けた有価証券又はその計

第五十一条 証券会社は、顧客から預託を受けた有価証券又はその計算に

算において自己が占有する有価証券を担保に供する場合又は他人に貸し付ける場合には、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、当該顧客から書面による同意を得なければならない。

第三節 経理

第四十八条 証券会社の営業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第四十九条 証券会社は、営業年度ごとに、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

② 証券会社は、前項に規定する営業報告書のほか、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、当該証券会社の業務又は財産の状況に関する報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

③ 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社に対し、内閣総理大臣の指示するところに従い第一項の営業報告書の全部又は一部を日刊新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができる。

第五十条 証券会社は、営業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事

において自己が占有する有価証券を担保に供する場合又は他人に貸し付ける場合には、当該顧客から総理府令・大蔵省令で定める事項を記載した書面による同意を受けなければならない。

② 証券会社は、顧客に対する債権の担保として占有している有価証券を当該債権の額を超える額の債務の担保に供してはならない。

第五十二条 証券会社の営業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第五十三条 証券会社は、営業年度ごとに、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後二箇月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

② 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社に対し、内閣総理大臣の指示するところに従い第一項の営業報告書の全部又は一部を新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができる。

項として政令で定めるものを記載した説明書類を作成し、毎営業年度終了の日以後政令で定める期間を経過した日から一年間、これをすべての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第五十一条 証券会社は、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等の数量に応じ、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、証券取引責任準備金を積み立てなければならない。

② 前項の準備金は、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第五十二条 証券会社は、資本、準備金その他の総理府令・大蔵省令で定めるものの額の合計額から固定資産その他の総理府令・大蔵省令で定めるものの額の合計額を控除した額の、保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として総理府令・大蔵省令で定めるものの合計額に対する比率（以下「自己資本規制比率」という。）を算出し、毎月末及び総理府令・大蔵省令で定める場合に、内閣

第五十九条 証券会社は、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等の数量に応じ、証券取引責任準備金を積み立てなければならない。

② 前項の準備金は、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

③ 第一項の規定による準備金の積立てに関し必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

総理大臣に届け出なければならない。

② 証券会社は、自己資本規制比率が百二十パーセントを下回ることのないようにしなければならない。

③ 証券会社は、毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における自己資本規制比率を記載した書面を作成し、当該末日から一月を経過した日から三月間、すべての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第五十三条 証券会社は、特定取引（証券会社が次に掲げる目的で自己の計算において行う有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他総理府令・大蔵省令で定める取引をいう。以下この条において同じ。）及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区別して経理するため、内閣総理大臣の認可を受けて、総理府令・大蔵省令で定めるところにより特別の勘定（以下この条において「特定取引勘定」という。）を設けることができる。

一 取引所有価証券市場における相場、金利、通貨の価格その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ること。

二 前号の目的で行う特定取引により生じ得る損失を減少させること。

② 前項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社は、特定取引勘定に属するものとして経理された有価証券その他総理府令・大蔵省令で定める財産について、商法第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六までの規定にかかわらず、総理府令・大蔵省令で

第五十六条 証券会社は、特定取引（証券会社が次に掲げる目的で自己の計算において行う有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引その他総理府令・大蔵省令で定める取引をいう。以下この条において同じ。）及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区別して経理するため、内閣総理大臣の認可を受けて、総理府令・大蔵省令で定めるところにより特別の勘定（以下この条において「特定取引勘定」という。）を設けることができる。

一 有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ること。

二 前号の目的で行う特定取引により生じ得る損失を減少させること。

② 前項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社は、特定取引勘定に属するものとして経理された有価証券その他総理府令・大蔵省令で定める財産について、商法第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六までの規定にかかわらず、総理府令・大蔵省令で

定めるところにより時価を付さなければならない。

- ③ 第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社は、特定取引のうち総理府令・大蔵省令で定めるもので営業年度終了の時ににおいて決済されていないものがあるときは、当該特定取引を当該営業年度終了の時ににおいて決済したものとみなして、当該営業年度の損益の計算をしなければならぬ。この場合において、当該特定取引について当該営業年度の利益又は損失とすることを相当とする額（次項において「利益相当額」と又は「損失相当額」という。）は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより算定するものとする。

- ④ 第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社において、第二項の評価換えによる利益の額と前項の算定による利益相当額との合計額が第二項の評価換えによる損失の額と前項の算定による損失相当額との合計額を超える場合には、当該証券会社に対する商法第二百四条ノ三ノ二（同法第二百四条ノ五において準用する場合を含む。）、第二百十條ノ二、第二百十條ノ四、第二百十二條ノ二、第二百九十條、第二百九十三條ノ五及び株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条の規定の適用については、これらの規定中「純資産額」とあるのは「純資産額（評価利益額（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十三條第二項ノ評価換二因ル利益ノ額及同条第三項ノ算定二因ル利益相当額ノ合計額ヨリ同条第二項ノ評価換二因ル損失ノ額及同条第三項ノ算定二因ル損失相当額ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ謂フ）ガアルトキハ之ヲ控除シタル額）」と、商法第二百十條ノ四第二項、第二百十二條ノ二第六項及び第二百九十三條ノ五第五項中「同項ノ合計額」とあるのは「第

定めるところにより時価を付さなければならない。

- ③ 第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社は、特定取引のうち総理府令・大蔵省令で定めるもので営業年度終了の時ににおいて決済されていないものがあるときは、当該特定取引を当該営業年度終了の時ににおいて決済したものとみなして、当該営業年度の損益の計算をしなければならぬ。この場合において、当該特定取引について当該営業年度の利益又は損失とすることを相当とする額（次項において「利益相当額」と又は「損失相当額」という。）は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより算定するものとする。

- ④ 第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社において、第二項の評価換えによる利益の額と前項の算定による利益相当額との合計額が第二項の評価換えによる損失の額と前項の算定による損失相当額との合計額を超える場合には、当該証券会社に対する商法第二百四条ノ三ノ二（同法第二百四条ノ五において準用する場合を含む。）、第二百十條ノ二、第二百十條ノ四、第二百十二條ノ二、第二百九十條、第二百九十三條ノ五及び株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条の規定の適用については、これらの規定中「純資産額」とあるのは「純資産額（評価利益額（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十六條第二項ノ評価換二因ル利益ノ額及同条第三項ノ算定二因ル利益相当額ノ合計額ヨリ同条第二項ノ評価換二因ル損失ノ額及同条第三項ノ算定二因ル損失相当額ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ謂フ）ガアルトキハ之ヲ控除シタル額）」と、商法第二百十條ノ四第二項、第二百十二條ノ二第六項及び第二百九十三條ノ五第五項中「同項ノ合計額」とあるのは「第

二百九十条第一項各号ノ金額ノ合計額」とする。

二百九十条第一項各号ノ金額ノ合計額」とする。
⑤ 第三十六条第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

第五十七条 証券会社は、有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（以下この条において「有価証券の売買等」という。）による利益の額が有価証券の売買等による損失の額を超えるときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した金額を取引損失準備金として積み立てなければならない。

② 前項の準備金は、有価証券の売買等による損失の額が有価証券の売買等による利益の額を超える場合においてその差額の補てんに充てるときは、使用してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第五十八条 証券会社は、資本の額に達するまでは、毎決算期において金銭による利益の配当額の五分の一以上を利益準備金として積み立てなければならない。

第四節 監督

第五十四条 証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第三十七条 証券会社は、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
一 第三十条第一項第三号に掲げる事項に変更があつたとき。
二 第三十二条第二号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。

一 営業（証券業に係るものに限る。第三号及び次条において同じ。）を休止し、又は再開したとき（第二十九条第一項の認可を受けた証券会社にあつては、当該認可に係る業務の営業を休止し、又は再開したときを含む。）。

二 第二十九条第一項の認可に係る業務を廃止したとき。

三 他の会社と合併（当該証券会社が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）したとき、又は他の会社から営業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。

四 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他総理府令・大蔵省令で定める会社について、その過半数の株式又は過半数の出資（出資（議決権のあるものに限る。以下この号において同じ。）の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資をいう。次号並びに第五十九条第一項及び第二項において同じ。）を取得し、又は所有したとき。

五 その過半数の株式又は過半数の出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他総理府令・大蔵省令で定める会社についてその過半数の株式若しくは過半数の出資を所有しないこととなつたとき、又は当該会社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。

六 その過半数の株式が他の一の法人その他の団体によつて所有される

三 第四十三条ただし書の承認に係る業務を廃止したとき。

四 営業を休止し、又は再開したとき。

五 支店その他の営業所を廃止し、又は支店を支店以外の営業所に変更したとき。

六 第四十三条の二第一項の認可を受けてその株式又は出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業を営む外国の会社その他総理府令・大蔵省令で定める会社が合併し、解散し、又は業務の全部を廃止したとき。

七 その過半数の株式（発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総

こととなつたとき。

七 破産、和議開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行つたとき。

八 その他総理府令・大蔵省令で定める場合に該当するとき。

② 前項第四号に規定する過半数の出資の所有の判定に関し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、総理府令・大蔵省令で定める。

数に百分の五十を乗じて得た数を超える株式（議決権のあるものに限る。）をいう。第四十二条の二第一項及び第二項、第四十三条の二第一項、第五十五条第一項及び第二項並びに第六十六条において同じ。）が他の一の法人その他の団体によつて所有されることとなつたとき。

八 その他総理府令・大蔵省令で定める場合に該当するとき。

② 前項第七号に規定する過半数の株式の所有の判定に関し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、総理府令・大蔵省令で定める。

第四十三条の二 証券会社は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業を営む外国の会社その他総理府令・大蔵省令で定める会社については内閣総理大臣の認可を受けて、その過半数の株式又は過半数の出資（出資（議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。）の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資をいう。第五十五条第一項及び第二項において同じ。）を取得し、又は所有することができる。

② 前項に規定する過半数の出資の所有の判定に関し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、総理府令・大蔵省令で定める。

③ 第三十六条第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

第五十五条 証券会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一 証券業を廃止したとき。 その会社

二 合併により消滅したとき。 その会社を代表する役員であつた者

三 破産により解散したとき。 その破産管財人

四 合併及び破産以外の理由により解散したとき。 その清算人

五 営業の全部又は一部を譲渡したとき。 その会社

② 証券会社が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき（同項第五号にあつては、営業の全部を譲渡したときに限る。）は、当該証券会社の第二十八条の登録は、その効力を失う。

③ 証券会社は、証券業の廃止、合併（当該証券会社が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）、合併及び破産以外の理由による解散又は営業の全部若しくは一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならぬ。

④ 証券会社は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

⑤ 証券会社は、第三項の規定による公告をした場合（合併及び営業の全部又は一部の譲渡に係る公告を除く。）においては、当該証券会社が行つた有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価

第三十四条 次に掲げる事項は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一 証券会社の合併又は営業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け

二 証券業の廃止（二種類以上の免許を受けている場合における一部の種類の免許に係る業務の廃止を含む。）又は証券会社の解散の決議

証券店頭デリバティブ取引等（第五十八条において「顧客取引」という。）を、速やかに、結了し、かつ、証券業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を、遅滞なく、返還しなければならぬ。

第五十六条 内閣総理大臣は、証券会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該証券会社の第二十八条の登録を取り消し、第二十九条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一 第二十八条の四第一号から第三号まで、第五号、第六号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又は第七号に該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第二十八条の登録を受けたとき。

三 証券業又はこれに付随する業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。）又は法令に基づいてする行政官庁の処分違反したとき。

四 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

五 第二十九条第一項の認可に付した条件に違反したとき。

六 第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第二十九条の四第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

第三十五条 内閣総理大臣は、証券会社が次の各号の一に該当する場合には、当該証券会社の免許を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十二条第一号又は第二号に該当することとなつたとき。

二 法令若しくは法令に基づいてする行政官庁の処分又は免許に付した条件に違反したとき。

三 業務又は財産の状況に照らし支払不能におちいるおそれがある場合において、投資者の損害の拡大を防止するためやむを得ないと認められるとき。

② 内閣総理大臣は、証券会社の取締役又は監査役が、第二十八条の四第九号イからへまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該証券会社に対して、当該取締役又は監査役の解任を命ずることができる。

③ 第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第五十四条第一項第二号に該当することとなつたとき、又は当該証券会社の第二十八条の登録が前条第二項の規定によりその効力を失つたとき若しくは第一項、次条第三項若しくは第五十六条の三の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

② 内閣総理大臣は、証券会社の取締役又は監査役が第三十二条第四号イから二までのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第二号に該当する行為をしたときは、当該証券会社に対して、当該取締役又は監査役の解任を命ずることができる。

第五十四条 内閣総理大臣は、証券会社の業務の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、業務の方法の変更を命じ、三月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一 有価証券の買付け若しくは売付け又はその委託について、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適當と認められる勧誘を行つて投資者の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがある場合

二 前号に掲げる場合のほか、公益又は投資者保護のため業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として総理府令・大蔵省令で定める場合

② 内閣総理大臣は、証券会社の財産の状況が次の各号のいずれかに該当

する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、業務の方法の変更を命じ、三月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、財産の供託その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一 資本、準備金その他の総理府令・大蔵省令で定めるものの額の合計額から固定資産その他の総理府令・大蔵省令で定めるものの額の合計額を控除した額が、保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に相当する額として総理府令・大蔵省令で定めるものの合計額を下回り、又は下回るおそれがある場合として総理府令・大蔵省令で定める場合

二 金銭若しくは有価証券の借入れ、受託若しくは貸付け又は有価証券その他の資産の保有の状況が総理府令・大蔵省令で定める健全性の準則に反した場合又は反するおそれがある場合

三 前二号に掲げる場合のほか、公益又は投資者保護のため財産の状況につき是正を加えることが必要な場合として総理府令・大蔵省令で定める場合

③ 第三十六条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による処分をする場合について準用する。

第五十四条 内閣総理大臣は、証券会社の業務の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、業務の方法の変更を命じ、三月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、その他

第五十六条の二 内閣総理大臣は、証券会社が第五十二条第二項の規定に違反している場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、業務の方法の変更を命じ、財産の供託その他監督上必要な事項を命ずることができる。

② 内閣総理大臣は、証券会社が第五十二条第二項の規定に違反している場合（自己資本規制比率が、百パーセントを下回るときに限る。）において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、三月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

③ 内閣総理大臣は、前項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、その日から三月を経過した日における当該証券会社の自己資本規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該証券会社の自己資本規制比率の状況が回復する見込みがないと認められるときは、当該証券会社の第二十八条の登録を取り消すことができる。

監督上必要な事項を命ずることができる。

一 有価証券の買付け若しくは売付け又はその委託について、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘を行つて投資者の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがある場合

二 前号に掲げる場合のほか、公益又は投資者保護のため業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として総理府令・大蔵省令で定める場合

② 内閣総理大臣は、証券会社の財産の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、業務の方法の変更を命じ、三月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、財産の供託その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一 資本、準備金その他の総理府令・大蔵省令で定めるものの額の合計額から固定資産その他の総理府令・大蔵省令で定めるものの額の合計額を控除した額が、保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に相当する額として総理府令・大蔵省令で定めるものの合計額を下回り、又は下回るおそれがある場合として総理府令・大蔵省令で定める場合

二 金銭若しくは有価証券の借入れ、受託若しくは貸付け又は有価証券その他の資産の保有の状況が総理府令・大蔵省令で定める健全性の準則に反した場合又は反するおそれがある場合

三 前二号に掲げる場合のほか、公益又は投資者保護のため財産の状況

第五十六条の三 内閣総理大臣は、証券会社が正当な理由がないのに、証券業を営むことができることとなつた日から三月以内に営業を開始しないとき、又は引き続き三月以上その業務を休止したときは、当該証券会社の第二十八条の登録を取り消すことができる。

第五十六条の四 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

一 第五十六条第一項の規定により第二十八条の登録若しくは第二十九条第一項の認可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

二 第五十六条の二第二項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

三 第五十六条の二第三項又は前条の規定により第二十八条の登録を取り消したとき。

第五十七条 内閣総理大臣は、第五十五条第二項の規定により第二十八条の登録がその効力を失つたとき、又は第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三の規定により第二十八条の登録を取り

につき是正を加えることが必要な場合として総理府令・大蔵省令で定める場合

③ 第三十六条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による処分をする場合について準用する。

消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

- ② 内閣総理大臣は、第五十六条第一項の規定により第二十九条第一項の認可を取り消したとき、又は第五十六条第三項の規定により第二十九条第一項の認可がその効力を失ったときは、同条第二項に規定する認可をした旨の付記を抹消しなければならない。

第五十八条 第五十五条第五項の規定は、証券会社が解散し、若しくは証券業を廃止した場合又は第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三の規定により第二十八条の登録を取り消された場合における当該証券会社であつた者について準用する。この場合において、当該証券会社であつた者は、顧客取引を結了する目的の範囲内において、なお証券会社とみなす。

- ② 第五十五条第五項の規定は、前項の規定の適用がある場合を除き、第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が、当該認可に係る業務を廃止した場合又は第五十六条第一項の規定により当該認可を取り消された場合における当該証券会社の当該業務に係る顧客取引について準用する。この場合において、当該証券会社は、当該業務に係る顧客取引を結了する目的の範囲内において、なお第二十九条第一項の認可を受けているものとみなす。

第五十九条 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社、これと取引をする者、当該証券会社がその過半数の株式若しくは過半数の出資を所有する会社のうち総理府令

第三十八条 証券会社が解散し又はすべての証券業を廃止した場合においては、当該証券会社であつた者は、当該証券会社が行つた有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為（以下「有価証券指数等先物取引等」という。）、有価証券オプション取引に係る同項第一号から第三号までに掲げる行為（以下「有価証券オプション取引等」という。）及び外国市場証券先物取引に係る同項第一号から第三号までに掲げる行為（以下「外国市場証券先物取引等」という。）を結了しなければならない。この場合において、当該証券会社であつた者は、これらの取引の結了の目的の範囲内において、なお証券会社とみなす。

- ② 前項の規定は、証券会社が二種類以上の免許を受けている場合において、その一部の種類の免許に係る業務を廃止したときに、これを準用する。

第五十五条 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社、これと取引をする者、当該証券会社がその過半数の株式若しくは過半数の出資を所有する会社のうち総理府令

・大蔵省令で定める会社（以下この項において「子特定会社」という。

）若しくは当該証券会社を子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第三項に規定する持株会社をいう。以下この項及び第六十五条の二第十項において同じ。）に対し当該証券会社の営業若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料（当該子特定会社にあつては、当該証券会社の財産に関し参考となるべき報告又は資料に限る。）の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券会社、当該子特定会社若しくは当該証券会社を子会社とする持株会社の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該子特定会社にあつては当該証券会社の財産に関し必要な検査に、当該証券会社を子会社とする持株会社にあつては当該証券会社の営業又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

② 前項に規定する子会社とは、会社がその過半数の株式又は過半数の出資を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその過半数の株式又は過半数の出資を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

③ 内閣総理大臣は、第一項の規定による場合を除き、第三十二条第一項若しくは第二項又は第四十五条の規定の遵守を確保するため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社の親銀行等（第三十二条第五項に規定する親銀行等をいう。以下この項において同じ。）若しくは子銀行等（同条第六項に規定する子銀行等をいう。以下この項において同じ。）

・大蔵省令で定める会社（以下この項において「子特定会社」という。

）若しくは当該証券会社を子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第三項に規定する持株会社をいう。以下この項及び第六十五条の二第七項において同じ。）に対し当該証券会社の営業若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料（当該子特定会社にあつては、当該証券会社の財産に関し参考となるべき報告又は資料に限る。）の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券会社、当該子特定会社若しくは当該証券会社を子会社とする持株会社の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該子特定会社にあつては当該証券会社の財産に関し必要な検査に、当該証券会社を子会社とする持株会社にあつては当該証券会社の営業又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

② 前項に規定する子会社とは、会社がその過半数の株式又は過半数の出資を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその過半数の株式又は過半数の出資を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

③ 内閣総理大臣は、第一項の規定による場合を除き、第四十二条、第四十二条の二第一項若しくは第二項又は第五十条の二の規定の遵守を確保するため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社の親銀行等若しくは子銀行等に対し当該証券会社の営業若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券会社

に対し当該証券会社の営業若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券会社の親銀行等若しくは子銀行等の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

第六十条 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、証券会社に対し、その資産のうち政令で定める部分を国内において保有することを命ずることができる。

第六十一条 内閣総理大臣は、第六十七条第一項に規定する証券業協会（以下この条及び第六十四条の七から第六十四条の九までにおいて「協会」という。）に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

② 前項に規定する監督を行うため、内閣総理大臣は、協会に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社に対して、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、当該証券会社又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則（以下この条において「社内規則」という。）の作成又は変更を命ずることができる。

③ 前項の規定により社内規則の作成又は変更を命ぜられた証券会社は、

の親銀行等若しくは子銀行等の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

第六十条 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、証券会社に対し、その資産のうち政令で定める部分を国内において保有することを命ずることができる。

② 第三十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。

第六十六条の二 内閣総理大臣は、協会に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

三十日以内に、当該社内規則の作成又は変更をし、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

- ④ 前項の承認を受けた証券会社は、当該承認を受けた社内規則を変更し、又は廃止しようとする場合においては、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

第六十二条 内閣総理大臣は、第二十八条の登録又は第二十九条第一項の認可を拒否しようとするときは、登録申請者又は証券会社に通知して、当該職員に、当該登録申請者又は当該証券会社につき審問を行わせなければならない。

- ② 内閣総理大臣は、第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三又は第六十条の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- ③ 内閣総理大臣は、第二十八条の登録、第二十九条第一項の認可、第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認、第五十三条第一項の認可、前条第三項若しくは第四項の承認をし若しくはしないこととしたとき、第二十九条の二第一項の規定により条件を付することとしたとき、又は第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を登録申請者又は証券会社に通知しなければならない。

第三十六条 内閣総理大臣は、第二十八条第一項の免許をしないこととするときは、免許申請者に通知して、当該職員に、当該免許申請者につき審問を行わせなければならない。

- ② 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- ③ 内閣総理大臣は、第二十八条第一項の免許若しくは第三十三条若しくは第三十四条の認可をし若しくはしないこととしたとき、第二十九条第一項の規定により条件を付することとしたとき、又は前条の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を免許申請者又は証券会社に通知しなければならない。

第六十三条 内閣総理大臣は、証券会社又は登録金融機関を監督するに当たっては、業務の運営についての証券会社又は登録金融機関の自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

第五節 雑則

第六十四条 証券会社は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その証券会社のために次に掲げる行為を行う者（以下「外務員」という。）の氏名、生年月日その他総理府令・大蔵省令で定める事項につき、総理府令・大蔵省令で定める場所に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

一 第二条第八項各号のいずれかに該当する行為

二 有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等の勧誘

② 証券会社は、前項の規定により当該証券会社が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。

③ 第一項の規定により登録を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 登録申請者の商号及びその代表者の氏名
- 二 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

第六十六条の三 内閣総理大臣は、証券会社を監督するに当たっては、業務の運営についての証券会社の自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

第六十二条 証券会社は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その営業所以外の場所での証券会社のために次に掲げる行為を行う者（以下「外務員」という。）の氏名、生年月日その他総理府令・大蔵省令で定める事項につき、総理府令・大蔵省令で定める場所に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

一 第二条第八項各号の一に該当する行為

二 第四十三条ただし書の承認に係る業務に属する行為

三 有価証券の売買の勧誘又は有価証券市場における有価証券の売買取引等、外国有価証券市場における有価証券の売買取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘

② 証券会社は、前項の規定により当該証券会社が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行なわせてはならない。

③ 第一項の規定により登録を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 登録申請者の商号及びその代表者の氏名
- 二 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ 氏名、生年月日及び住所

ロ 所属する営業所の名称

ハ 役員又は使用人の別

二 外務員の職務を行つたことの有無並びに外務員の職務を行つたこ

とのある者については、その所属していた証券会社又は登録金融機
関及び営業所又は事務所の商号及び名称並びにその行つた期間

④ 前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書そ
の他総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

⑤ 内閣総理大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合におい
ては、次条第一項に該当する場合を除くほか、直ちに第一項に定める事
項を登録原簿に登録しなければならない。

⑥ 第六十二条第三項の規定は、前項の登録について準用する。

第六十四条の二 内閣総理大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号の
いずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち
に虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、そ
の登録を拒否しなければならない。

一 第二十八条の四第九号イからへまでに掲げる者

二 第六十四条の五第一項の規定により外務員の登録を取り消され、そ
の取消の日から五年を経過しない者

イ 氏名、生年月日及び住所

ロ 所属する営業所の名称

ハ 役員又は使用人の別

二 外務員の職務を行つたことの有無並びに外務員の職務を行つたこ
とのある者については、その所属していた証券会社（第六十五条の
二第三項に規定する認可を受けた金融機関を含む。次条第一項並び
に第六十四条の五第一項及び第五項において同じ。）及び営業所又
は事務所の商号及び名称並びにその行つた期間

④ 前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書そ
の他総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

⑤ 内閣総理大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合におい
ては、次条第一項の規定に該当する場合を除くほか、直ちに第一項に定
める事項を登録原簿に登録しなければならない。

⑥ 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞
なく、書面をもつて、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

第六十三条 内閣総理大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号の一に
該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事
項について虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けていると
きは、その登録を拒否しなければならない。

一 第三十二条第四号イから二までに掲げる者

二 第六十四条の三第一項の規定により外務員の登録を取り消され、そ
の取消の日から五年を経過するまでの者

三 登録申請者以外の証券会社又は登録金融機関に所属する外務員として登録されている者

② 第六十二条第一項及び第三項の規定は、前項の規定により登録を拒否する場合について準用する。

第六十四条の三 外務員は、その所属する証券会社に代わつて、その有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等に関し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。

② 前項の規定は、相手方が悪意であつた場合においては、適用しない。

第六十四条の四 証券会社は、第六十四条第一項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第六十四条第三項第二号イからハまでに掲げる事項に変更があつたとき。

二 第三十二条第四号イ又は口の規定に該当することとなつたとき。

三 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつたとき。

第六十四条の五 内閣総理大臣は、登録を受けている外務員が次の各号の

三 登録申請者以外の証券会社に所属する外務員として登録されている者

② 第三十六条第一項及び第三項の規定は、前項の規定により登録を拒否する場合について準用する。

第六十四条 外務員は、その所属する証券会社に代わつて、その有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等に関し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。

② 前項の規定は、相手方が悪意であつた場合においては、適用しない。

第六十四条の二 証券会社は、第六十二条第一項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号の一に該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第六十二条第三項第二号イからハまでに掲げる事項に変更があつたとき。

二 第三十二条第四号イ又は口の規定に該当することとなつたとき。

三 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつたとき。

第六十四条の三 内閣総理大臣は、登録を受けている外務員が次の各号の

いずれかに該当する場合においては、その登録を取り消し、又は二年以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

一 第二十八条の四第九号イからへまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は登録の当時第六十四条の二第一項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。

二 証券業又はこれに付随する業務に関し法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著しく不適當な行為をしたと認められるとき。

② 第六十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による処分をする場合について準用する。

第六十四条の六 内閣総理大臣は、次に掲げる場合においては、登録原簿につき、外務員に関する登録を抹消する。

一 前条第一項の規定により外務員の登録を取り消したとき。

二 外務員の所属する証券会社が解散し又は証券業を廃止したとき。

三 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつた事実が確認されたとき。

第六十四条の七 内閣総理大臣は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、協会の、第六十四条、第六十四条の二及び前三条に規定する登録

いずれかに該当する場合においては、その登録を取り消し、又は二年以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

一 第三十二条第四号イから二までのいずれかに該当することとなつたとき、又は登録の当時第六十三条第一項各号の一に該当していたことが発見されたとき。

二 法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著しく不適當な行為をしたと認められるとき。

② 内閣総理大臣は、前項の規定により外務員の職務の停止を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

③ 第三十六条第三項の規定は、第一項の処分について準用する。

第六十四条の四 内閣総理大臣は、次に掲げる場合においては、登録原簿につき、外務員に関する登録を抹消する。

一 前条の規定により外務員の登録を取り消したとき。

二 外務員の所属する証券会社が解散し又はすべての証券業を廃止したとき。

三 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつた事実が確認されたとき。

第六十四条の五 内閣総理大臣は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、第六十七条第一項に規定する証券業協会（以下この条から第六十

に関する事務であつて当該協会に所属する証券会社又は登録金融機関の外務員に係るもの（以下この条及び第六十四条の九において「登録事務」という。）を行わせることができる。

② 内閣総理大臣は、前項の規定により協会に登録事務を行わせることとしたときは、当該登録事務を行わないものとする。

③ 協会は、第一項の規定により登録事務を行うこととしたときは、その定款において外務員の登録に関する事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

④ 第一項の規定により登録事務を行う協会は、第六十四条第五項の規定による登録、第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑤ 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録事務を行う協会に所属する証券会社又は登録金融機関の外務員が第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当するにもかかわらず、当該協会が同項に規定する措置をしない場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、同項に規定する措置をすることを命ずることができる。

⑥ 第六十二条第二項の規定は、前項の規定による処分をする場合について準用する。

四条の七まで及び第六十六条の二において「協会」という。）に、第六十二条、第六十三条及び前三条に規定する登録に関する事務であつて当該協会に所属する証券会社の外務員に係るもの（以下この条及び第六十四条の七において「登録事務」という。）を行わせることができる。

② 内閣総理大臣は、前項の規定により協会に登録事務を行わせることとしたときは、当該登録事務を行わないものとする。

③ 協会は、第一項の規定により登録事務を行うこととしたときは、その定款において外務員の登録に関する事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

④ 第一項の規定により登録事務を行う協会は、第六十二条第五項の規定による登録、第六十四条の二の規定による届出に係る登録の変更、第六十四条の三第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑤ 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録事務を行う協会に所属する証券会社の外務員が第六十四条の三第一項第一号又は第二号に該当するにもかかわらず、当該協会が同項に規定する措置をしない場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、同項に規定する措置をすることを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第六十四条の八 外務員の登録を受けようとする証券会社は、政令で定めるところにより、登録手数料を国（前条第一項の規定により協会に登録する場合にあつては、協会）に納めなければならない。

② 前項の手数料で協会に納められたものは、当該協会の収入とする。

第六十四条の九 第六十四条の七第一項の規定により登録事務を行う協会の第六十四条第三項の規定による登録の申請に係る不作為、第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否又は第六十四条の五第一項の規定による処分について不服がある証券会社は、内閣総理大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

第六十四条の十 裁判所は、証券会社（第五十八条第一項の規定により証券会社とみなされる者を含む。）の清算手続、破産手続、和議手続、整理手続又は更生手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

② 内閣総理大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見を述べることができる。

③ 第五十九条第一項の規定は、第一項の規定により内閣総理大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

第六十五条 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。ただし、銀行

第六十四条の六 外務員の登録を受けようとする証券会社は、政令で定めるところにより、登録手数料を国（前条第一項の規定により協会に登録する場合にあつては、協会）に納めなければならない。

② 前項の手数料で協会に納められたものは、当該協会の収入とする。

第六十四条の七 第六十四条の五第一項の規定により登録事務を行う協会の第六十二条第三項の規定による登録の申請に係る不作為、第六十三条第一項の規定による登録の拒否又は第六十四条の三第一項の規定による処分について不服がある証券会社は、内閣総理大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

第六十五条 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。ただし、銀行

が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合又は銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

② 前項本文の規定は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一 国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この項、次条及び第七百七条の二第一項において「国債証券等」という。）（第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。））

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券で第二条第一項第八号に掲げる有価証券その他政令で定めるものうち、発行の日から償還の日までの期間が一年未満のもの（同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。））

三 第二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号

が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引を行う場合又は銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引を行う場合は、この限りでない。

② 前項本文の規定は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一 国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この項、次条及び第七百七条の二第一項において「国債証券等」という。）（第二条第八項各号に掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。））

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券で第二条第一項第八号に掲げる有価証券その他政令で定めるものうち、発行の日から償還の日までの期間が一年未満のもの（同条第八項各号に掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。））

三 第二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号

から第七号の三まで及び第十号の二に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号及び第七号の三に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。

）以外の有価証券のうち、同項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）並びに同項第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券（前号に掲げるものを除く。） 同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

四 第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券 同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為（有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものであつて政令で定めるものに限る。）及び同項第六号に掲げる行為（有価証券の売出しの取扱いを除く。）

五 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券（政令で定めるものを除く。） 私募の取扱い

六 次に掲げる取引 第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為
イ 国債証券等に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（国債証券等のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ロ 外国市場証券先物取引（国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数に係るものに限る。）

ハ 第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）に係る有価証券先物取

及び第七号に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号及び第七号に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）以外の有価証券のうち、同項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）並びに同項第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券（前号に掲げるものを除く。） 同条第八項各号に掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

四 前三号に掲げる有価証券以外の有価証券 私募の取扱い

五 次に掲げる取引 第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為
イ 国債証券等に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（国債証券等のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ロ 外国市場証券先物取引（国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数に係るものに限る。）

ハ 第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）に係る有価証券先物取

引

二 外国国債証券に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（外国国債証券のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ホ 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（外国国債証券に係るものに限る。）

ヘ 外国市場証券先物取引（外国国債証券及び外国国債証券のみの有価証券指数に係るものに限る。）

七 次に掲げる取引 第二条第八項第三号の二に掲げる行為（ロに掲げる取引については、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。）

イ 第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引（第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数に係るものを含む。）

ロ 第一号から第三号までに掲げる有価証券以外の有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引（第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数以外の有価証券店頭指数に係るものを含む。）のうち決済方法が差金の授受に限られているもの

第六十五条の二 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、前条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為（同条第一項ただし書に該当するものを除く。）のいずれかを営業として行おうとするときは、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

引

二 外国国債証券に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（外国国債証券のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ホ 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（外国国債証券に係るものに限る。）

ヘ 外国市場証券先物取引（外国国債証券及び外国国債証券のみの有価証券指数に係るものに限る。）

第六十五条の二 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、前条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為のいずれかを営業として行おうとするときは、政令で定めるところにより、その行おうとする業務の内容及び方法を定めて、内閣総理大臣の認可

② 第二十八条の二から第二十八条の四まで（同条第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。）並びに第六十二条第一項及び第三項の規定は、前項の登録について準用する。

③ 第一項の登録を受けた銀行、信託会社その他政令で定める金融機関（以下この条、第六十八条第三項、第六十七条の二第一項、第六十一条第一項、第六十三条第二項、第六十八条第二項及び第三項、第六十九條、第九十四條の五第二項並びに第二百八条において「登録金融機関」という。）は、前条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券につき、有価証券の元引受け（第二十九条第一項第二号の有価証券の元引受けをいう。）を営業として行おうとするとき、又は前条第二項第七号に掲げる取引につき、同号に定める行為を営業として行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

④ 第二十九条第二項、第二十九条の二から第二十九条の四まで（同条第一号から第四号まで及び第六号を除く。）並びに第六十二条第一項及び第三項の規定は、前項の認可について準用する。

⑤ 第三十条、第三十七条から第四十一条まで、第四十三条、第四十七条、第四十七条の二、第四十九条、第五十四条第一項（第一号、第二号、第七号及び第八号に限る。）、第五十五条、第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分

を受けなければならない。ただし、同条第一項ただし書に該当する行為を除くものとし、同条第二項第一号に定める行為のうち第二条第八項第四号に掲げる行為にあつては、売出しの目的をもつて行うものに限る。

② 第二十八条第二項、第二十九条、第三十一条第一項（第一号を除く。）及び第二項並びに第三十六条第三項の規定は、前項の認可について準用する。

③ 第三十五条第一項（第二号に限る。）、第三十八条、第四十六条から第四十八条まで、第六十二条から第六十四条の四まで、第六十四条の六、第六十四条の七及び第六十六条の二の規定は、第一項の認可を受けた銀行、信託会社その他政令で定める金融機関（以下この条、第六十八条第三項、第六十七条の二第一項、第九十四條の五第二項及び第二百八条において「認可を受けた金融機関」という。）について、第四十九条及び第五十条の規定は、認可を受けた金融機関又はその役員若しくは使用人について準用する。

に限る。) に限る。) 及び第三項、第五十六条の三、第五十六条の四(第二号を除く。)、第五十七条、第五十八条、第六十一条、第六十二条第二項及び第三項、第六十四条から第六十四条の六まで、第六十四条の八並びに第六十四条の九の規定は登録金融機関について、第三十三条及び第四十二条の規定は登録金融機関又はその役員若しくは使用人について準用する。

⑥ 第四十二条の二第一項、第三項及び第五項の規定は登録金融機関について、同条第二項及び第四項の規定は登録金融機関の顧客について準用する。

⑦ 第五十一条の規定は、登録金融機関が、国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為若しくは前条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は前条第二項第七号に掲げる取引について同号に定める行為を行う場合について準用する。

⑧ 第二項及び第四項から前項までの場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

⑨ 内閣総理大臣は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関に、前条第二項第七号に掲げる取引について、同号に定める行為を営業として行うことを認可する場合には、株券に係る取引の公正の確保のため必要な範囲内において総理府令・大蔵省令で定める条件を付してするものとする。

⑩ 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、登録金融機関、当該登録金融機関と取引をする者若しくは

④ 第五十条の三第一項、第三項及び第五項の規定は認可を受けた金融機関について、同条第二項及び第四項の規定は認可を受けた金融機関の顧客について準用する。

⑤ 第五十四条第一項、第五十九条及び第七章の規定は、認可を受けた金融機関が、国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は前条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為を行う場合について準用する。

⑥ 第二項から前項までの場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

⑦ 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、認可を受けた金融機関若しくは当該金融機関を子会社(第

当該登録金融機関を子会社（第五十九条第一項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）とする持株会社に対し当該登録金融機関の第一項の登録若しくは第三項の認可に係る業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該登録金融機関の当該登録若しくは認可に係る業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせ、若しくは当該登録金融機関を子会社とする持株会社の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該登録金融機関の当該登録若しくは認可に係る業務又は財産に関する必要な検査に限る。）をさせることができる。

⑪ 登録金融機関の代理を行う者のうち政令で定める者は、第二十八条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該登録金融機関を代理して前条第二項第四号に掲げる有価証券につき同号に定める行為（以下この項及び次項において「特定証券業務」という。）を行うことができる。この場合において、特定証券業務を行う者は、その者が代理する登録金融機関の使用人とみなして、この法律の規定を適用する。

⑫ 特定証券業務を行う者が代理する登録金融機関は、その者が特定証券業務につき顧客に加えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該登

五十五条第一項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）とする持株会社に対し当該金融機関の第一項の認可に係る業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該金融機関の当該認可に係る業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせ、若しくは当該金融機関を子会社とする持株会社の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該金融機関の当該認可に係る業務又は財産に関する必要な検査に限る。）をさせることができる。

⑧ 認可を受けた金融機関が、国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は前条第二項第五号に掲げる取引について第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為を行う場合における前項の規定の適用については、同項中「認可を受けた金融機関」とあるのは、「認可を受けた金融機関、当該金融機関と取引をする者」とする。

録金融機関がその者の選任につき相当の注意をし、かつ、その者の行う特定証券業務につき顧客に加えた損害の発生防止に努めたときは、この限りでない。

第六十五条の三 第六十五条の規定は、内閣総理大臣が、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が過半数の株式を所有する株式会社に、第二十八条の登録及び第二十九条第一項の認可をすることを妨げるものではない。

第六十六条 第二十八条から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

第六十六条 第六十五条の規定は、内閣総理大臣が、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が過半数の株式を所有する株式会社に、第二十八条第一項の免許をすることを妨げるものではない。

第六十六条の四 第二十八条から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

改正案

現行

<p>第四章 証券業協会 第一節 設立及び業務</p>	<p>第四章 証券業協会 第一節 設立及び業務</p>
<p>第六十七条 証券業協会（以下この章において「協会」という。）は、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>② 協会は、有価証券（証券取引所に上場されていないものに限る。以下この項及び第七十五条第一項において同じ。）の流通を円滑ならしめ、売買その他の取引の公正を確保し、かつ、投資者の保護に資するため、有価証券（第七十五条第一項の規定により登録を受けたものに限る。）の売買（協会員が自己の計算において行うもの並びに協会員が媒介、取次ぎ及び代理を行うものに限る。第七十五条第一項において同じ。）のための市場（以下「店頭売買有価証券市場」という。）を開設することができる。</p> <p>③ 協会は、法人とする。</p> <p>④ 協会でない者は、証券業協会又はこれに類似する名称を用いてはならない。</p>	<p>第六十七条 証券業協会（以下この章において「協会」という。）は、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>② 協会は、法人とする。</p> <p>③ 協会でない者は、証券業協会又はこれに類似する名称を用いてはならない。</p>

第六十八条 協会は、証券会社でなければ、これを設立することができない。

② 証券会社は、協会を設立しようとするときは、大蔵大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

③ 登録金融機関は、営業として第六十五条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について同項各号に定める行為を行う範囲において、前二項並びに第七十九条の六第一項及び第二項の規定の適用については、証券会社とみなす。

第六十九条 前条第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を大蔵大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在の場所
- 三 役員及び協会の氏名及び協会の名称

② 前項の認可申請書には、定款その他の規則その他総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

第七十条 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 定款その他の規則の規定が法令に適合し、かつ、有価証券の売買そ

第六十八条 協会は、証券会社でなければ、これを設立することができない。

② 証券会社は、協会を設立しようとするときは、大蔵大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

③ 認可を受けた金融機関は、認可を受けた業務を行う範囲において、前二項並びに第七十九条の六第一項及び第二項の規定の適用については、証券会社とみなす。

第六十九条 前条第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を大蔵大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在の場所
- 三 役員及び協会の氏名又は名称

② 前項の認可申請書には、定款その他の規則その他総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

第七十条 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 定款その他の規則の規定が法令に適合し、かつ、有価証券の売買そ

他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。

二 当該申請に係る協会がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

② 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、設立の認可をしなければならない。

一 認可申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

二 役員のうちに第二十八条の四第九号イからへまでのいずれかに該当する者があるとき。

三 認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

第七十一条 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、第六十九条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、その認可をすることが適当でない

他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。

二 当該申請に係る協会がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

② 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、設立の認可をしなければならない。

一 認可申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

二 認可申請者が第三十五条第一項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその受けているすべての種類の免許（第六十五条の二第三項において準用する場合にあつては、認可）を取り消され、取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 役員のうちに第三十二条第四号イからニまでのいずれかに該当する者があるとき。

四 認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

第七十一条 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、第六十九条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、その認可をすることが適当でない

と認めるときは、認可申請者に通知して、当該職員をして審問を行わせなければならない。

② 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、第六十八条第二項の規定による認可をすることとし、又はしないこととした場合においては、遅滞なくその旨を書面により認可申請者に通知しなければならない。

第七十二条 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、協会がその設立の認可を受けた当時第七十条第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その認可を取り消すことができる。

第七十三条 協会は、営利の目的をもつて業務を営んではならない。

第七十四条 協会の定款には、次に掲げる事項（第十二号に掲げる事項にあつては、店頭売買有価証券市場を開設する協会に限る。）を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 協会員に関する事項
- 五 総会に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 理事会その他の会議に関する事項
- 八 業務の執行に関する事項

と認めるときは、認可申請者に通知して、当該職員をして審問を行わせなければならない。

② 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、第六十八条第二項の規定による認可をすることとし、又はしないこととした場合においては、遅滞なくその旨を書面により認可申請者に通知しなければならない。

第七十二条 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、協会がその設立の認可を受けた当時第七十条第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その認可を取り消すことができる。

第七十三条 協会は、営利の目的をもつて業務を営んではならない。

第七十四条 協会の定款には、次に掲げる事項（第十一号に掲げる事項にあつては、次条第一項の登録に関する事務を行う協会に限る。）を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 協会員に関する事項
- 五 総会に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 理事会その他の会議に関する事項
- 八 業務の執行に関する事項

九 協会の役員及び使用人の資質の向上に関する事項

十 規則の作成に関する事項

十一 協会の業務に対する投資者からの苦情の解決及び第七十九条の十六の二に規定するあつせんに関する事項

十二 店頭売買有価証券市場に関する事項

十三 協会の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項

十四 会費に関する事項

十五 会計及び資産に関する事項

十六 公告の方法

② 協会は、定款を変更しようとするときは、大蔵大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

③ 協会は、第六十九条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。協会の規則（定款及び店頭売買有価証券市場を開設する協会にあつては、第七十六条第一項の規則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

④ 大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十五条 店頭売買有価証券市場を開設する協会は、当該店頭売買有価

証券市場において売買を行わせようとする有価証券の種類及び銘柄を当

九 規則の作成に関する事項

十 協会の業務に対する投資者からの苦情の解決に関する事項

十一 次条第一項の登録及び当該登録を受けた有価証券に関する事項

十二 協会の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項

十三 会費に関する事項

十四 会計及び資産に関する事項

十五 公告の方法

② 協会は、定款を変更しようとするときは、大蔵大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

③ 協会は、第六十九条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。協会の規則（定款及び次条第一項の登録に関する事務を行う協会にあつては、第七十六条第一項の規則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

④ 大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十五条 協会は、有価証券（証券取引所に上場されていないものに限

る。以下この項において同じ。）の流通を円滑ならしめ、売買その他の

該協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録しなければならない。

- ② 前項の協会は、店頭売買有価証券登録原簿の写しを、大蔵省令で定めるところにより、その事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第七十六条 協会は、店頭売買有価証券市場を開設しようとするときは、その規則において前条第一項の規定による登録及び当該登録を受けた有価証券（以下「店頭売買有価証券」という。）に関し、次に掲げる事項を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。当該規則を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

- 一 登録及びその取消しの基準及び方法
- 二 売買価格の報告及び発表に関する事項
- 三 売買その他の取引の契約の締結の方法
- 四 受渡しその他の決済方法
- 五 売買その他の取引の勧誘に関する事項
- 六 前各号に掲げる事項のほか、店頭売買有価証券の売買その他の取引に関し必要な事項

- ② 大蔵大臣は、前項の認可をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

取引の公正を確保し、かつ、投資者の保護に資するため、協会員が行う有価証券の売買の価格を公表することが必要かつ適当であると認めるときは、その有価証券の種類及び銘柄を当該協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録することができる。

- ② 協会は、店頭売買有価証券登録原簿の写しを、大蔵省令で定めるところにより、その事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第七十六条 協会は、前条第一項の登録に関する事務を行おうとするときは、その規則において当該登録及び当該登録を受けた有価証券（以下「店頭売買有価証券」という。）に関し、次に掲げる事項を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。当該規則を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

- 一 登録及びその取消しの基準及び方法
- 二 売買価格の報告及び発表に関する事項
- 三 売買その他の取引の契約の締結の方法
- 四 受渡しその他の決済方法
- 五 売買その他の取引の勧誘に関する事項
- 六 前各号に掲げる事項のほか、店頭売買有価証券の売買その他の取引に関し必要な事項

- ② 大蔵大臣は、前項の認可をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十七条 協会は、第七十五条第一項の規定による登録又はその取消しを行おうとするときは、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

② 大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十八条 大蔵大臣は、協会が登録する店頭売買有価証券（株券又は第二十条第一項第十号の三に掲げる証券若しくは証書のうち株券に係る権利を表示するもの（以下この項及び第一百一十一条第一項において「株券等」という。）に限る。）の発行者が発行者である株券等で当該協会が第七十五条第一項の規定による登録をしていないものを、当該協会が同項の規定により登録することが公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該協会に対し、その株券等を同項の規定により登録すべきことを命ずることができる。

② 大蔵大臣は、前項の命令をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十八条の二 大蔵大臣は、協会が第七十六条第一項第一号に係る同項に規定する規則に違反して第七十五条第一項の規定による有価証券の登録又はその取消しを行おうとする場合又は行つた場合には、当該協会に対し、当該登録を行つた有価証券の登録の取消し又は当該登録の取消しを行つた有価証券の再登録その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、

第七十七条 協会は、第七十五条第一項の登録をし、又はこれを取り消したときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

② 大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十八条 協会は、第七十六条第一項の規則において、その登録する店頭売買有価証券（株券に限る。）の発行者が新たに発行する株券について、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合は、第七十五条第一項の登録を行う旨の規定を定めなければならない。

聴聞を行わなければならない。

- ② 前項の規定による処分に係る聴聞において行政手続法第十五条第一項の通知があつた場合における同法第三章第二節の規定の適用については、当該有価証券の発行者は、同項の通知を受けた者とみなす。

- ③ 大蔵大臣は、第一項の命令をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十八条の三 協会は、その登録する店頭売買有価証券について、店頭売買有価証券市場におけるその売買を停止し、又は停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

- ② 大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十九条 大蔵大臣は、店頭売買有価証券の発行者が、この法律、この法律に基づく命令又は当該店頭売買有価証券を登録する協会の規則に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該協会に対し、その開設する店頭売買有価証券市場における当該店頭売買有価証券の売買を停止し、又は登録を取り消すことを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- ② 前項の規定による処分に係る聴聞において行政手続法第十五条第一項

第七十九条 大蔵大臣は、次に掲げる場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、協会に対し、店頭売買有価証券の登録を取り消すことを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

一 店頭売買有価証券の発行者から大蔵省令で定めるところにより当該店頭売買有価証券の登録の取消しの請求があつた場合

二 店頭売買有価証券の発行者が、この法律、この法律に基づく命令又は当該店頭売買有価証券を登録する協会の規則に違反した場合

- ② 前項第二号に掲げる場合における登録の取消命令に係る聴聞において

の通知があつた場合における同法第三章第二節の規定の適用については、当該発行者は、同項の通知を受けた者とみなす。

③ 大蔵大臣は、第一項の命令をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十九条の二 協会員（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、店頭売買有価証券市場を開設する協会の協会員に限る。）は、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める事項を、大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その所属する協会に報告しなければならない。

一 自己の計算において行う店頭売買有価証券の売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う店頭売買有価証券の売買が成立した場合 当該売買に係る有価証券の種類及び銘柄並びにその売買価格及び数量

二 自己の計算において店頭売買有価証券の売付け又は買付けの申込みをした後、当該売付け又は買付けに係る売買が成立していない場合として大蔵省令で定める場合 当該売付け又は買付けに係る有価証券の種類及び銘柄並びに当該売付け又は買付けの価格

三 店頭売買有価証券の売買の受託等をした後、当該受託等に係る売買が成立していない場合として大蔵省令で定める場合 当該受託等に係る有価証券の種類及び銘柄並びに当該受託等に係る価格

四 自己の計算において行う上場株券等の取引所有価証券市場外での売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う上場株券等の取引所有価証券市場外での売買が成立した場合 当該売買に係る上場株券等の種類及

行政手続法第十五条第一項の通知があつた場合における同法第三章第二節の規定の適用については、当該発行者は、同項の通知を受けた者とみなす。

③ 大蔵大臣は、第一項の命令をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十九条の二 協会員は、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める事項を、大蔵省令で定めるところにより、遅滞なくその所属する協会に報告しなければならない。

一 自己又は他人の計算において行う店頭売買有価証券の売買が成立した場合 当該売買に係る有価証券の種類及び銘柄並びにその売買価格及び数量

二 自己の計算において店頭売買有価証券の売付け又は買付けの申込みをした後、当該売付け又は買付けに係る売買が成立していない場合として大蔵省令で定める場合 当該売付け又は買付けに係る有価証券の種類及び銘柄並びに当該売付け又は買付けの価格

三 他人の計算において行う店頭売買有価証券の売買を受託した後、当該受託に係る売買が成立していない場合として大蔵省令で定める場合 当該受託に係る有価証券の種類及び銘柄並びに当該受託に係る価格

び銘柄並びにその売買価格及び数量その他大蔵省令で定める事項

第七十九条の三 協会は、前条の報告に基づき、その開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買及び上場株券等の取引所有価証券市場外での売買（協会員が自己の計算において行うもの並びに協会員が媒介、取次ぎ及び代理を行うものに限る。次条第一項において同じ。）について、大蔵省令で定めるところにより、銘柄別に毎日の売買高、最高、最低及び最終の価格その他の事項を、速やかに、その協会員に通知し、公表しなければならない。

第七十九条の四 協会は、大蔵省令で定めるところにより、その開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買及び上場株券等の取引所有価証券市場外での売買に関する毎日の相場その他の事項を、遅滞なく、大蔵大臣に報告しなければならない。

② 内閣総理大臣は、大蔵大臣に対し、前項の規定により報告された事項の通知を求めることができる。

第七十九条の五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、協会について準用する。

第二節 協会員

第七十九条の六 協会の協会員は、証券会社に限る。

第七十九条の三 協会は、前条の報告に基づき、その登録する店頭売買有価証券について、大蔵省令で定めるところにより、銘柄別に毎日の売買高及び価格をその協会員に通知しなければならない。

② 協会は、その協会員の行う店頭売買有価証券の売買その他の取引について、大蔵省令で定めるところにより、銘柄別に毎日の価格を表示する相場表を毎日公表しなければならない。

第七十九条の四 協会は、大蔵省令で定めるところにより、毎日及び毎月の店頭売買有価証券の店頭売買報告書を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

② 内閣総理大臣は、大蔵大臣に対し、前項の店頭売買報告書の写しの提出を求めることができる。

第七十九条の五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、協会について準用する。

第二節 協会員

第七十九条の六 協会の協会員は、証券会社に限る。

② 協会は、その定款において、第五項に定める場合を除くほか、証券会社は何人も協会員として加入することができる旨を定めなければならない。ただし、証券会社の地理的条件又は業務の種類に関する特別の事由により、協会の加入を制限する場合は、この限りではない。

③ 協会は、その定款において、詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他協会の不当な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することに努める旨を定めなければならない。

④ 協会は、その定款において、協会員に、法令及び協会の定款その他の規則を遵守するための当該協会の社内規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は協会の定款その他の規則に違反する行為を防止して、投資者の信頼を確保することに努める旨を定めなければならない。

⑤ 協会は、その定款において、法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは協会若しくは証券取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に違反する行為をして、有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の停止を命ぜられ、又は協会若しくは証券取引所から除名の処分を受けたことのある者について、その者が協会員として加入することを拒否することができる旨を定めることができる。

第七十九条の七 協会は、その定款において、法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に違反した協会員に対し、過怠金を課し、定款の定める協会の権

② 協会は、その定款において、第四項に定める場合を除くほか、証券会社は何人も協会員として加入することができる旨を定めなければならない。ただし、証券会社の地理的条件又は業務の種類に関する特別の事由により、協会の加入を制限する場合は、この限りではない。

③ 協会は、その定款において、詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他協会の不当な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することに努める旨を定めなければならない。

④ 協会は、その定款において、法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは協会若しくは証券取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に違反する行為をして、有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の停止を命ぜられ、又は協会若しくは証券取引所から除名の処分を受けたことのある者については、その者が協会員として加入することを拒否することができる旨を定めることができる。

第七十九条の七 協会は、その定款において、法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に違反した協会員に対し、過怠金を課し、定款の定める協会の権

。 利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

第三節 管理

第七十九条の八 協会に、役員として、会長一人、理事二人以上及び監事二人以上を置く。

② 会長は、協会を代表し、その事務を総理する。

③ 理事は、定款の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の事務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

④ 監事は、協会の事務を監査する。

⑤ 役員が第二十八条の四第九号イからへまでのいずれかに該当することとなつたときは、その職を失う。

第七十九条の九 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、不正の手段により役員となつた者のあることを発見したとき、又は役員が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款に違反したときは、協会に対し、当該役員の一の解任を命ずることができる。

第七十九条の十 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、理事又は監事の職務を行う者がない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

。 利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

第三節 管理

第七十九条の八 協会に、役員として、会長一人、理事二人以上及び監事二人以上を置く。

② 会長は、協会を代表し、その事務を総理する。

③ 理事は、定款の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の事務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

④ 監事は、協会の事務を監査する。

⑤ 役員が第三十二条第四号イからニまでのいずれかに該当することとなつたときは、その職を失う。

第七十九条の九 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、不正の手段により役員となつた者のあることを発見したとき、又は役員が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款に違反したときは、協会に対し、当該役員の一の解任を命ずることができる。

第七十九条の十 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、理事又は監事の職務を行う者がない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

第七十九条の十一 協会の役員、職員若しくは第七十九条の十六の二第二項に規定するあつせん委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第四節 監督

第七十九条の十二 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、協会の定款その他の規則について、協会に対し、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保し、又は投資者を保護するため必要かつ適当であると認める変更その他の命令をすることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第七十九条の十三 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、協会が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該協会の定款その他の規則（以下この条において「法令等」という。）に違反した場合又は協会員若しくは店頭売買有価証券の発行者が法令等に違反し、若しくは定款その他の規則に定める取引の信義則に背反する行為をしたにもかかわらず、これらの者に対し法令等若しくは当該取引の信義則を遵守させるために協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められ

第七十九条の十一 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第四節 監督

第七十九条の十二 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、協会の定款その他の規則について、協会に対し、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等の公正を確保し、又は投資者を保護するため必要かつ適当であると認める変更その他の命令をすることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第七十九条の十三 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、協会が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該協会の定款その他の規則（以下この条において「法令等」という。）に違反した場合又は協会員若しくは店頭売買有価証券の発行者が法令等に違反し、若しくは定款その他の規則に定める取引の信義則に背反する行為をしたにもかかわらず、これらの者に対し法令等若しくは当該取引の信義則を遵守させるために協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められ

た権能を行使せずその他必要な措置をすることを怠つた場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その設立の認可を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の方法の変更若しくはその業務の一部の禁止を命じ、その役員解任を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命ずることができる。

② 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、前項の規定により業務の全部若しくは一部の停止、業務の方法の変更若しくは業務の一部の禁止を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第七十九条の十四 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、協会若しくは店頭売買有価証券の発行者に対し当該協会の業務若しくは財産に参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該協会の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 前項の規定による権限は、大蔵大臣及び内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

第七十九条の十五 協会は、毎事業年度の開始の日から三月以内に、次に掲げる書類を大蔵大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。

た権能を行使せずその他必要な措置をすることを怠つた場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その設立の認可を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の方法の変更若しくはその業務の一部の禁止を命じ、その役員解任を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命ずることができる。

② 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、前項の規定により業務の全部若しくは一部の停止、業務の方法の変更若しくは業務の一部の禁止を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第七十九条の十四 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、協会若しくは店頭売買有価証券の発行者に対し当該協会の業務若しくは財産に参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該協会の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 前項の規定による権限は、大蔵大臣及び内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

第七十九条の十五 協会は、毎事業年度の開始の日から三月以内に、次に掲げる書類を大蔵大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 前事業年度の事業概況報告書及び当該事業年度の事業計画書
- 二 前事業年度末における財産目録
- 三 前事業年度の収支決算書及び当該事業年度の収支予算書

第五節 雑則

第七十九条の十六 協会は、投資者から協会の行う業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該協会に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

② 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該協会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

③ 協会員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

④ 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について協会員に周知させなければならない。

第七十九条の十六の二 協会の行う有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等につき争いがある場合においては、当事者は、その争いの解決を図るため、協会に申し立て、あつせんを求めることができる。

- 一 前事業年度の事業概況報告書及び当該事業年度の事業計画書
- 二 前事業年度末における財産目録
- 三 前事業年度の収支決算書及び当該事業年度の収支予算書

第五節 雑則

第七十九条の十六 協会は、投資者から協会の行う業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該協会に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

② 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該協会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

③ 協会員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

④ 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について協会員に周知させなければならない。

② 協会は、前項の規定による申立てを受けたときは、学識経験を有する者であつてその申立てに係る争い（以下この条において「事件」という。）の当事者と特別の利害関係のない者をあつせん委員として選任し、当該あつせん委員によるあつせんに付するものとする。ただし、あつせん委員は、事件がその性質上あつせんを行うのに適當でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりにあつせんの申立てをしたと認めるときは、あつせんを行わないものとする。

③ あつせん委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、適当と認めるときは、事件の解決に必要なあつせん案を作成し、その受諾を勧告することができる。

④ 協会は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

⑤ 協会は、あつせんに関し要した費用の全部又は一部を、当事者から徴収することができる。

第七十九条の十七 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならぬ。

② 協会は、その主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによつて成立する。

③ 第一項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第七十九条の十七 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならぬ。

② 協会は、その主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによつて成立する。

③ 第一項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第七十九条の十八 協会は、次の事由により解散する。

一 定款に定める事由の発生

二 総会の決議

三 協会の数が五以下となつたこと。

四 破産

五 協会の設立の認可の取消し

② 協会の解散に関する総会の決議は、大蔵大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

③ 協会が第一項第一号又は第三号の規定により解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣及び内閣総理大臣に届け出なければならない。

④ 前三項に定めるもののほか、協会の解散に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十九条の十九 第六十七条から前条までの規定を実施するための手続

その他の執行について必要な事項は、総理府令・大蔵省令又は大蔵省令で定める。

第七十九条の十八 協会は、次の事由により解散する。

一 定款に定める事由の発生

二 総会の決議

三 協会の数が五人以下となつたこと。

四 破産

五 協会の設立の認可の取消し

② 協会の解散に関する総会の決議は、大蔵大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

③ 協会が第一項第一号又は第三号の規定により解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣及び内閣総理大臣に届け出なければならない。

④ 前三項に定めるもののほか、協会の解散に関し必要な事項は、政令で定める。

一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（第一条改正）

（第四章の二）

改 正 案

現 行

第四章の二 投資者保護基金

第一節 総則

第七十九条の二十 この章において「一般顧客」とは、証券会社の本店その他の国内の営業所（外国証券会社にあつては、国内に設けられた支店）の顧客であつて当該証券会社と証券業又は証券業に付随する業務（証券会社が第三十四条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に關する法律第十四条において準用する第三十四条第一項）の規定により営む業務をいう。次項において同じ。）に係る取引をする者（適格機関投資家及び国、地方公共団体その他の政令で定める者を除く。）をいう。

② 証券会社がその一般顧客の計算において他の証券会社と証券業又は証券業に付随する業務に係る取引をする場合には、前項の規定にかかわらず、当該証券会社を当該他の証券会社の一般顧客とみなして、この章の規定を適用する。

③ この章において「顧客資産」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 第一百八条の三又は第六十一条の二の規定により証券会社が一般顧客から預託を受けた金銭及び有価証券
- 二 証券業に係る取引（有価証券店頭デリバティブ取引その他の政令で

定める取引を除く。次号において同じ。）に関し、一般顧客の計算に属する金銭又は証券会社が一般顧客から預託を受けた金銭（前号に掲げる金銭を除く。）

三 証券業に係る取引に関し、一般顧客の計算に属する有価証券又は証券会社が一般顧客から預託を受けた有価証券（証券会社が保護預りをするために一般顧客から預託を受けた有価証券を含み、第一号に掲げる有価証券、契約により証券会社が消費できる有価証券その他政令で定める有価証券を除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、政令で定めるもの

第七十九条の二十一 投資者保護基金（以下この章及び附則において「基金」という。）は、第七十九条の五十六の規定による一般顧客に対する支払その他の業務を行うことにより投資者の保護を図り、もって証券取引に対する信頼性を維持することを目的とする。

第七十九条の二十二 基金は、法人とする。

第七十九条の二十三 基金は、その名称のうちに投資者保護基金という文字を用いなければならない。

② 基金でない者は、その名称のうちに投資者保護基金という文字を用いてはならない。

第七十九条の二十四 基金は、政令で定めるところにより、登記しなけれ

ばならない。

- ② 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第七十九条の二十五 民法第四十四条及び第五十条の規定は、基金について準用する。

第二節 会員

第七十九条の二十六 基金の会員の資格を有する者は、証券会社に限る。

- ② 基金は、証券会社が当該基金に加入しようとするときは、業務の種類に関する特別の事由その他の正当な事由により加入を制限する場合を除き、その加入を拒み、又はその加入について不当な条件を付してはならない。

第七十九条の二十七 証券会社（政令で定める証券会社を除く。）は、いずれか一の基金にその会員として加入しなければならない。

- ② 第二十八条又は外国証券業者に関する法律第三条第一項の登録を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、その登録の申請と同時に、いずれか一の基金に加入する手続をとらなければならない。

- ③ 前項の規定により基金に加入する手続をとつた者は、同項の登録を受けた時に、当該基金の会員となる。

- ④ 証券会社は、基金に加入した場合又は所属する基金を変更した場合に

は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第七十九条の二十八 基金の会員である証券会社は、次に掲げる事由により、当然、その所属する基金を脱退する。

一 証券業の廃止（外国証券会社にあつては、国内に設けられたすべての支店における証券業の廃止を含む。）又は証券会社の解散（外国証券会社にあつては、国内に設けられた支店の清算の開始を含む。）

二 第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）、第五十六条の二第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は第五十六条の三（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による第二十八条の登録（外国証券会社にあつては、同法第三条第一項の登録）の取消し

② 前項の規定により基金を脱退した者は、第七十九条の五十二から第七十九条の六十一までの規定の適用については、なお当該基金の会員である証券会社とみなす。

③ 証券会社は、第一項各号に掲げる事由による場合又は大蔵大臣の承認を受けて他の基金の会員となる場合を除き、その所属する基金を脱退することができない。

④ 証券会社は、その所属する基金を脱退した場合（第一項の規定により脱退した場合を除く。）においても、当該基金を脱退するまでに当該基金が受けた第七十九条の五十三第一項又は第三項から第五項までの規定による通知に係る証券会社のために当該基金が行う業務に要する費用のうち、脱退した証券会社の負担すべき費用の額として業務規程の定める

ところにより当該基金が算定した額を負担金として納付する義務を負う。

⑤ 大蔵大臣は、第三項の承認の申請があつたときは、次に掲げる要件を満たしている場合でなければ、その承認をしてはならない。

一 当該証券会社が、その承認の申請の時に於いてその脱退しようとする基金に対し会員として負担する債務を完済しており、かつ、前項に規定する義務を履行することが確實と見込まれること。

二 当該証券会社が、他の基金に会員として加入する手続をとつていないこと。

⑥ 大蔵大臣は、第三項の承認をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第三節 設立

第七十九条の二十九 基金を設立するには、その会員にならうとする二十以上の証券会社が発起人とならなければならない。

② 発起人は、定款及び業務規程を作成した後、会員にならうとする者を募り、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

③ 定款及び業務規程の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

④ 創立総会では、定款及び業務規程を修正することができる。

⑤ 第三項の創立総会の議事は、その開会までに発起人に対して会員とな

る旨を申し出た証券会社及び発起人の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

⑥ 基金の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な事項（予算及び資金計画を含む。）の決定は、第七十九条の四十二第一項の規定にかかわらず、創立総会の議決によることができる。

⑦ 第七十九条の四十三の規定は、前項の創立総会の議事について準用する。この場合において、同条中「総会員」とあるのは、「その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た証券会社及び発起人」と読み替えるものとする。

⑧ 民法第六十五条及び第六十六条の規定は、創立総会の議決について準用する。

第七十九条の三十 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した認可申請書を大蔵大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

一 名称

二 事務所の所在の場所

三 役員の名及び会員の名称

② 前項の認可申請書には、定款、業務規程その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

第七十九条の三十一 大蔵大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうか

を審査しなければならない。

一 設立の手續並びに定款及び業務規程の内容が法令に適合していること。

二 認可申請書、定款及び業務規程に虚偽の記載がないこと。

三 役員のうち第二十八条の四第九号イからハまでのいずれかに該当する者がいないこと。

四 当該申請に係る基金が、その業務を遂行するために必要な資産を備えていると認められること又は備えることが確実であると認められること。

五 業務の運営が適正に行われることが確実であると認められること。

六 当該申請に係る基金の組織がこの法律の規定に適合するものであること。

② 大蔵大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

③ 大蔵大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、その認可をすることが適当でないと認めるときは、認可申請者に通知して、当該職員をして審問を行わせなければならない。

④ 大蔵大臣は、設立の認可をすることとし、又はしないこととした場合においては、遅滞なく、その旨を書面により認可申請者に通知しなければならない。

⑤ 大蔵大臣は、設立の認可をしたときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十九条の三十二 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第七十九条の三十三 基金は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

② 基金は、前項の設立の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣及び内閣総理大臣に届け出なければならない。

第四節 管理

第七十九条の三十四 基金の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 会員に関する事項（業務の種類に関する特別の事由等により会員の加入を制限する場合は、当該特別の事由等を含む。）
- 五 総会に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 運営審議会に関する事項
- 八 業務及びその執行に関する事項
- 九 負担金に関する事項
- 十 財務及び会計に関する事項

十一 定款の変更に関する事項

十二 解散に関する事項

十三 公告の方法

② 定款の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

③ 基金は、第七十九条の三十第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣及び内閣総理大臣に届け出なければならない。

第七十九条の三十五 基金に、役員として、理事長一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

② 基金の業務は、法令又は定款に別段の定めのあるものを除き、理事長及び理事の過半数をもつて決する。

第七十九条の三十六 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

② 理事は、定款の定めるところにより、基金を代表し、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

③ 監事は、基金の業務を監査する。

④ 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は大蔵大臣に意見を提出することができる。

⑤ 役員が第二十八条の四第九号イからハまでのいずれかに該当することとなつたときは、その職を失う。

第七十九条の三十七 役員は、定款の定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

② 前項の規定による基金の役員を選任（設立当時の役員を選任を除く。）及び解任は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

③ 役員任期は、二年以内において定款の定める期間とする。

④ 役員は、再任されることができる。

⑤ 大蔵大臣は、不正の手段により役員となつた者のあることが判明したとき、又は役員が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款に違反したときは、基金に対し、当該役員解任を命ずることができる。

第七十九条の三十八 監事は、理事長、理事、運営審議会の委員又は基金の職員を兼ねてはならない。

第七十九条の三十九 基金と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

第七十九条の四十 大蔵大臣は、理事又は監事の職務を行う者のない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

第七十九条の四十一 理事長は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

② 理事長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

③ 基金は、総会の議決を大蔵大臣に報告しなければならない。

④ 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、当該職員をして総会に出席させ、意見を述べさせることができる。

第七十九条の四十二 この章で規定するもののほか、次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 予算及び資金計画の決定又は変更

三 業務規程の変更

四 決算

五 解散

六 前各号に掲げるもののほか、定款の定める重要事項

② 総会は、監事に対し基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

第七十九条の四十三 総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席してその出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、前条第一項第一号、第三号及び第五号の議事は、出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

第七十九条の四十四 民法第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は、基金の総会について準用する。

第七十九条の四十五 基金の業務の適正な運営を図るため、基金に運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

② 次に掲げる場合には、理事長は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

一 第七十九条の五十四の規定により行う認定を行う場合

二 第七十九条の五十五第一項の規定により定めるべき事項を定める場合

三 第七十九条の五十九の規定による貸付けを行うかどうかの決定を行う場合

四 その他基金の業務の運営に関する重要事項を決定する場合として定款の定める場合

③ 審議会は、委員八人以内で組織する。

④ 委員は、基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、大蔵大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

⑤ 第七十九条の四十一第四項の規定は、審議会について準用する。

第七十九条の四十六 基金の職員は、理事長が任命する。

第七十九条の四十七 基金の役員若しくは職員若しくは審議会の委員又は

これらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第七十九条の四十八 基金の役員及び職員並びに審議会の委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第五節 業務

第七十九条の四十九 基金は、第七十九条の二十一に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 第七十九条の五十六の規定による一般顧客に対する支払
- 二 第七十九条の五十九の規定による資金の貸付け
- 三 第七十九条の六十に規定する裁判上又は裁判外の行為
- 四 第七十九条の六十一に規定する顧客資産の迅速な返還に資するための業務

五 負担金（第七十九条の二十八第四項及び第七十九条の六十四第一項に規定する負担金をいう。第七十九条の五十一第一項において同じ）。

（）の徴収及び管理

- 六 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四章及び第五章の規定による顧客表の提出その他これらの規定による業務

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

第七十九条の五十 基金は、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けて、第六十七条第一項に規定する証券業協会又は証券会社に対し、その業務の一部を委託することができる。

② 前項に規定する認可があつたときは、第六十七条第一項に規定する証券業協会及び証券会社は、この法律又は他の法令の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託し、当該業務を行うことができる。

③ 大蔵大臣は、第一項の認可をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十九条の五十一 基金の業務規程には、第七十九条の五十六第一項の規定による一般顧客に対する支払に関する事項、負担金の算定方法及び納付に関する事項その他大蔵省令で定める事項を記載しなければならない。

② 基金は、業務規程を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第七十九条の五十二 基金は、その業務を行うため必要があるときは、その会員である証券会社に対し、当該証券会社の業務又は財産の状況に関する、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

② 前項の規定によりその業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求められた証券会社は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。

③ 内閣総理大臣は、基金から要請があつた場合において、基金が業務を行つたため特に必要があると認めるときは、基金に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

第七十九条の五十三 基金の会員である証券会社は、次の各号に該当する場合には、直ちに、その旨をその所属する基金に通知しなければならない。

一 第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）、第五十六条の二第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は第五十六条の三（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定により第二十八条の登録（外国証券会社にあつては、同法第三条第一項の登録）を取り消されたとき。

二 破産、和議開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てを行つたとき（外国証券会社にあつては、国内において破産、和議開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。）。

三 証券業の廃止（外国証券会社にあつては、国内に設けられたすべての支店における証券業の廃止を含む。以下この号において同じ。）をしたとき若しくは解散（外国証券会社にあつては、国内に設けられた支店の清算の開始を含む。）をしたとき、又は第五十五条第三項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十三条第三項

（）の規定による証券業の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

四 第五十六条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第四号に該当する場合に限る。）を受けたとき（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第四号に該当する場合に限る。）を受けたとき。）。

② 基金は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

③ 内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社に対し次に掲げる処分をしたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

一 第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）、第五十六条の二第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は第五十六条の三（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による第二十八条の登録（外国証券会社にあつては、同法第三条第一項の登録）の取消し

二 第五十六条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（第五十六条第一項第四号（外国証券会社にあつては、同法第二十四条第一項第四号）に該当する場合に限る。）

④ 内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第一百七十八条第一項の規定による破産の申立て又は商法第四百三十一条第三項（同法第四百八十五

条第三項において準用する同条第二項において準用する場合を含む。）
において準用する同法第三百八十一条第二項の規定による特別清算の開始の通告をしたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

⑤ 内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき、裁判所から、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第七十九条、会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第三十五条第一項又は非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三百三十五条の三十（同法第三百三十八条の十五）（同法第三百三十八条の十六）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

第七十九条の五十四 基金は、前条第一項又は第三項から第五項までの規定による通知を受けた場合には、投資者の保護に欠けるおそれがないことが明らかであると認められるときを除き、当該通知に係る証券会社（以下「通知証券会社」という。）につき、顧客資産の返還に係る債務の円滑な履行が困難であるかどうかの認定を、遅滞なく、行わなければならない。

第七十九条の五十五 基金は、通知証券会社につき、前条の規定により、顧客資産の返還に係る債務の円滑な履行が困難であるとの認定を行った場合には、速やかに、次条第一項の請求の届出期間、届出場所その他政

令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

- ② 基金は、前項の規定により公告した後に、同項の認定に係る証券会社（以下「認定証券会社」という。）について破産法（大正十一年法律第七十一号）第二百六十条の規定による公告その他の政令で定める事由が生じたときは、同項の規定により公告した届出期間を変更することができる。

- ③ 基金は、前項の規定により届出期間を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公告しなければならない。

- ④ 基金は、第一項に規定する事項を定めた場合又は第二項の規定により届出期間を変更した場合には、直ちに、その旨を大蔵大臣及び内閣総理大臣に報告しなければならない。

第七十九条の五十六 基金は、認定証券会社の一般顧客の請求に基づいて、前条第一項の規定により公告した日において現に当該一般顧客が当該認定証券会社に対して有する債権（当該一般顧客の顧客資産に係るものに限る。）であつて基金が政令で定めるところにより当該認定証券会社による円滑な弁済が困難であると認めるもの（以下「補償対象債権」という。）につき、大蔵省令で定めるところにより算出した金額の支払を行うものとする。

- ② 基金は、前項の規定にかかわらず、認定証券会社の役員その他の政令で定める者に対しては、同項の支払を行わないものとする。

- ③ 第一項の請求は、前条第一項又は第三項の規定により公告した届出期間内で行わなければならない。ただし、その届出期間内に請求

しなかつたことにつき、災害その他やむを得ない事情があると基金が認めるときは、この限りでない。

第七十九条の五十七 前条第一項の請求をした認定証券会社の一般顧客が次の各号に該当する場合において基金が同項の規定により支払をすべき金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による金額から当該各号に定める額を控除した金額に相当する金額とする。

一 補償対象債権に係る顧客資産の全部又は一部を担保権の目的として提供している場合 その担保権の目的として提供している顧客資産の全部又は一部を大蔵省令で定めるところにより評価した金額（当該金額が当該担保権に係る被担保債権の額を超える場合には、当該担保権に係る被担保債権の額）

二 当該認定証券会社に対して債務を負っている場合 その債務の額（当該債務に関して前号に該当する場合には、同号に定める額を控除した額）

② 証券会社が、第七十九条の二十第二項の規定により一般顧客とみなされる場合における前条第一項及び前項の規定の適用については、当該一般顧客とみなされる起因となつている当該証券会社の一般顧客ごとに、一般顧客としての地位を有するものとする。

③ 前条第一項及び第一項の規定により支払をすべき金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額を当該支払をすべき金額とする。

④ 基金は、前条第一項の支払をしたときは、その支払をした金額に応じ

、政令で定めるところにより、当該支払に係る補償対象債権を取得する。

第七十九条の五十八 一般顧客である個人が、認定証券会社に対して有す

る補償対象債権（有価証券に係るものに限る。以下この項において同じ。）に係る第七十九条の五十六第一項の支払を受けたときは、その支払を受けた時に、その支払を受けた金額により、当該個人から当該支払をした基金に対し当該支払に係る補償対象債権（当該補償対象債権のうち当該支払をしたことにより当該基金が取得した部分に限る。）に係る有価証券の譲渡があつたものとみなして、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

② 前項の場合において、同項の規定により譲渡があつたものとみなされた有価証券が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十一第一項に規定する株式等に該当する場合には、当該有価証券の譲渡に係る同条の規定の適用については、基金及びその事務所は、それぞれ同項第二号に規定する証券業者及びその営業所とみなす。

③ 第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四条の二及び第四条の三の規定の特例の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十九条の五十九 基金は、通知証券会社（認定証券会社を除く。）又は通知証券会社の信託管理人（第四十七条第三項に規定する信託の信託管理人をいう。第三項及び第七十九条の六十一において同じ。）の申込みに基づき、その必要と認められる金額の範囲内において、これらの者

に対し、顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行に必要な資金の貸付け（以下「返還資金融資」という。）を行うことができる。

② 返還資金融資の申込みを行う者は、当該申込みを行う時まで、当該返還資金融資に関し、次に掲げる要件のすべてに該当することについて、内閣総理大臣の認定（以下この条において「適格性の認定」という。）を受けなければならない。

一 返還資金融資が行われることが顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行に必要であると認められること。

二 返還資金融資による貸付金が顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行のために使用されることが確実であると認められること。

③ 内閣総理大臣は、適格性の認定を行ったときは、その旨を大蔵大臣及び当該適格性の認定を受けた証券会社（信託管理人が認定を受けた場合にあつては、当該信託管理人が管理する信託をした証券会社）が所属する基金に通知しなければならない。

④ 基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該申込みに係る返還資金融資を行うかどうかの決定をしなければならない。

⑤ 基金は、前項の決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を大蔵大臣及び内閣総理大臣に報告しなければならない。

第七十九条の六十 基金は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による行為を行うほか、一般顧客が通知証券会社に対して有する債権（当該一般顧客の顧客資産に係るものに限る。）の実現を保全するために必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該一般

顧客のため、当該債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

② 基金は、一般顧客のために、公平かつ誠実に前項の行為をしなければならぬ。

③ 基金は、一般顧客に対し、善良な管理者の注意をもつて第一項の行為をしなければならぬ。

④ 基金は、第一項の規定により裁判上の行為をする場合には、当該行為により代理する一般顧客に対し、あらかじめ当該行為の内容を通知しなければならぬ。

⑤ 前項の規定による通知を受けた一般顧客は、基金に対して基金の代理権を消滅させる旨を通知することにより当該代理権を消滅させて、自ら当該通知に係る裁判上の行為をすることができる。

第七十九条の六十一 基金は、会員である証券会社の委託を受けて、当該証券会社の信託管理人としての業務その他の顧客資産の迅速な返還に資するための業務を行うことができる。

第七十九条の六十二 この節の規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、大蔵省令又は総理府令・大蔵省令で定める。

第六節 負担金

第七十九条の六十三 基金は、第七十九条の四十九各号に掲げる業務に要

する費用に充てるための資金（以下「投資者保護資金」という。）を設けるものとする。

② 投資者保護資金は、第七十九条の四十九各号に掲げる業務に要する費用に充てる場合でなければ、これを使用してはならない。

第七十九条の六十四 証券会社は、投資者保護資金に充てるため、業務規程の定めるところにより、その所属する基金に対し、負担金を納付しななければならぬ。

② 基金は、前項の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、通知証券会社の負担金を免除することができる。

第七十九条の六十五 前条第一項の負担金の額は、業務規程の定める算定方法により算定される額とする。

② 前項の負担金の算定方法は、次に掲げる基準に適合するように定めなければならない。

一 第七十九条の五十六第一項の支払その他の投資者保護資金に係る業務に要する費用の予想額に照らし、長期的に基金の財政が均衡するものであること。

二 特定の証券会社に対し差別的取扱いをしないものであること。

③ 前項の規定は、同項第一号に掲げる基準に適合するように負担金の算定方法を定めることとした場合には、これによる負担金の納付によつて会員である証券会社の経営の健全性が維持されなくなるときにおいて、当該基準に適合しない負担金の算定方法を一時的に定めることを妨げる

ものと解してはならない。

第七十九条の六十六 証券会社は、負担金を業務規程の定める納期限までに納付しない場合には、その所属する基金に対し、延滞金を納付しなければならぬ。

② 延滞金の額は、未納の負担金の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

第七十九条の六十七 この節の規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、大蔵省令又は総理府令・大蔵省令で定める。

第七節 財務及び会計

第七十九条の六十八 基金の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。ただし、基金の成立の日を含む事業年度は、その成立の日からその後最初の三月三十一日までとする。

第七十九条の六十九 基金は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に（基金の成立の日を含む事業年度にあつては、成立後遅滞なく）、大蔵大臣に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第七十九条の七十 基金は、事業年度（基金の成立の日を含む事業年度を除く。）の開始の日から三月以内に、前事業年度の貸借対照表及び損益計算書、財産目録並びに事業報告書及び予算の区分に従う決算報告書（以下この条において「財務諸表等」という。）を大蔵大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

② 基金は、前項の規定により財務諸表等を大蔵大臣に提出するときは、これに財務諸表等に関する監事の意見書を添付しなければならない。

③ 基金は、第一項の規定による大蔵大臣の承認を受けた財務諸表等を当該基金の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第七十九条の七十一 基金は、毎事業年度の剰余金の全部を、準備金として積み立てなければならない。

② 前項の準備金は、前事業年度から繰り越した欠損のてん補に充て、又は投資者保護資金に繰り入れることができる。

③ 第一項の準備金は、前項の場合を除き、取り崩してはならない。

第七十九条の七十二 基金は、第七十九条の四十九第一号から第四号まで及び第六号に掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、大蔵大臣の認可を受けて、金融機関等（銀行、証券会社その他大蔵省令で定めるものをいう。）から資金の借入れ（借換えを含む。）をすることができる。

第七十九条の七十三 基金は、次の方法によるほか、業務上の余裕金及び

投資者保護資金を運用してはならない。

- 一 国債その他大蔵大臣の指定する有価証券の保有
- 二 大蔵大臣の指定する金融機関への預金
- 三 その他大蔵省令で定める方法

第七十九条の七十四 この法律で規定するもののほか、基金の財務及び会計に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第八節 監督

第七十九条の七十五 大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、基金に対し、定款又は業務規程の変更その他その業務に關して監督上必要な命令をすることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第七十九条の七十六 大蔵大臣は、基金が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該基金の定款若しくは業務規程に違反した場合又は業務若しくは財産の状況によりその業務の継続が困難であると認める場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その設立の認可を取り消すことができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

② 大蔵大臣は、前項の規定により設立の認可を取り消したときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十九条の七十七 大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、基金に対し当該基金の業務若しくは財産に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に基金の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第九節 解散

第七十九条の七十八 基金は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の議決

二 設立の認可の取消し

② 前項第一号に掲げる理由による解散は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

③ 大蔵大臣は、前項の認可をしたときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十九条の七十九 清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同項第二号の規定による解散の場合には大蔵大臣が選任する。

第七十九条の八十 清算人は、基金の債務を弁済してなお残余財産があるときは、大蔵省令で定めるところにより、当該残余財産をその会員がそれぞれ加入することとなる他の基金に帰属させなければならない。

② 前項に定めるもののほか、基金の解散に関する所要の措置は、合理的に必要と判断される範囲において、政令で定めることができる。